

第3次大台町男女共同参画基本計画

2021年度～2030年度

男女共同参画社会を実現するまちづくり
—互いを尊重し、一人ひとりが暮らしやすいまちへ—



大台町

目 次

第1章 計画の基本的な考え方

- 1 計画策定の目的・背景…………… 1
- 2 計画の期間…………… 1
- 3 計画の位置づけ…………… 1

第2章 大台町の現状（計画の背景）

- 1 大台町の全体像…………… 2
- 2 少子高齢化の状況について…………… 2～3
- 3 就業状況について…………… 4
- 4 家族形態の状況について…………… 5
- 5 町の審議会等への女性の登用状況について…………… 6
- 6 男女共同参画に関する町民意識調査…………… 7

第3章 計画の内容

- 1 基本理念…………… 8
- 2 計画の基本目標とする施策の方向…………… 8
体系図…………… 9
基本目標 1 男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり…………… 10～15
基本目標 2 あらゆる分野での男女共同参画を進める環境づくり…………… 16～23
基本目標 3 働く場において男女が対等に参画し、女性が活躍できる
環境づくり…………… 24～29
基本目標 4 個人が尊重され、誰もが健やかで安心して暮らせる
男女共同参画のまちづくり…………… 30～36

第4章 計画の推進体制

- 1 庁内推進体制…………… 37
- 2 住民との連携…………… 37
- 3 国、県等関係機関や民間団体との連携…………… 37
- 4 推進のための指標…………… 37

参考資料

- 大台町男女共同参画基本計画策定委員会設置要綱…………… 38
- 第3次大台町男女共同参画基本計画策定委員名簿…………… 39
- 男女共同参画社会基本法…………… 40～45
- 三重県男女共同参画推進条例…………… 46～49
- 男女共同参画に関する年表…………… 50
- 用語解説…………… 51～53

第1章 計画の基本的な考え方

1. 計画策定の目的・背景

1999（平成11）年6月に制定された男女共同参画社会基本法は、男女が性別に関わりなく社会の対等な一員として、互いにその人権を尊重しつつ共に責任を担い、その個性と能力を十分に発揮できる「男女共同参画社会」の実現を、21世紀の我が国の最重要課題に位置付けています。

これまで、我が国においては、男女共同参画社会の実現のため、国際社会における取組とも連動しながら、男女共同参画基本法に基づく男女共同参画計画や成長戦略等を通じた積極的な改善措置をはじめ、さまざまな取組を推進してきました。

また、三重県は、2000（平成12）年10月に三重県男女共同参画推進条例を制定し、続いて2002（平成14）年3月に県条例に基づく三重県男女共同参画基本計画を策定し、総合的かつ計画的な推進体制により施策が推進されています。

本町においては、2010（平成22）年6月に町民1,500人を対象とした男女共同参画に関する町民意識調査の分析結果を基礎資料として大台町男女共同参画基本計画を策定し、男女共同参画社会の実現に向け取組を推進してきました。

これまでの取組や意識調査の結果を踏まえながら、今後も引き続き男女共同参画社会の実現に向けた取組を総合的かつ計画的に推進するため、本計画を策定します。

2. 計画の期間

本計画の期間は、2021（令和3）年度から2030（令和12）年度までの10年間とします。ただし、社会情勢の変化等によっては、上記の期間に関わらず必要に応じて見直しを行います。

3. 計画の位置づけ

- ・「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に基づく「市町村男女共同参画計画」です。
- ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第2条の3第3項に基づく「市町村基本計画」です。本計画の第3章の基本目標4（2）「あらゆる暴力の根絶」が該当します。
- ・「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第6条第2項に基づく「市町村推進計画」です。本計画第3章の基本目標1・2・3及び第4章が該当します。
- ・町民意識調査、大台町男女共同参画基本計画策定委員会の設置により、町民の意見を反映しています。
- ・国の「第5次男女共同参画基本計画」、三重県の「第3次三重県男女共同参画基本計画」、町の「第2次大台町総合計画」、「大台町まち・ひと・しごと創生総合戦略」、「大台町人権施策基本方針」との整合を図っています。

第2章 大台町の現状（計画の背景）

1. 大台町の全体像

本町は、三重県の中南勢地域の南西部に位置し、北は松阪市、多気町、東は度会町、南は大紀町、紀北町、西は奈良県川上村、上北山村に隣接しています。面積は362.86km²と県内の町では最大で、そのうち93%を森林が占め、大台ヶ原を源とする一級河川「宮川」が町の中央を東流し、町全域が大台ヶ原・大峯山・大杉谷ユネスコエコパーク、町域の一部が吉野熊野国立公園、奥伊勢宮川峡県立自然公園に指定された自然豊かな町です。

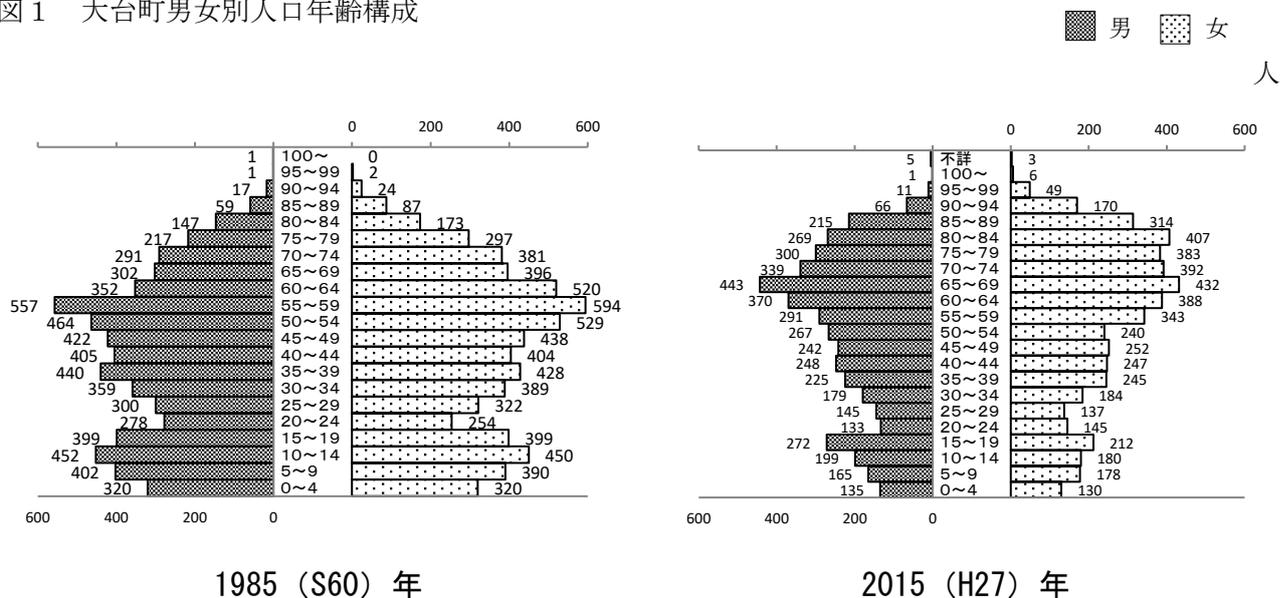
2. 少子高齢化の状況

本町の総人口は、2015（平成27）年の国勢調査結果によると9,557人（男性4,520人、女性5,037人）、総世帯数（※）は3,778世帯となっています。

年齢構成別では、年少人口（0～14歳）と生産年齢人口（15～64歳）がともに、総人口と同様に減少し続けており、特に年少人口の減少率が顕著となっています。一方、老年人口（65歳以上）については、2015（平成27）年まで一貫として増え続けたことにより、過疎による典型的な少子高齢化の人口構成となりました。

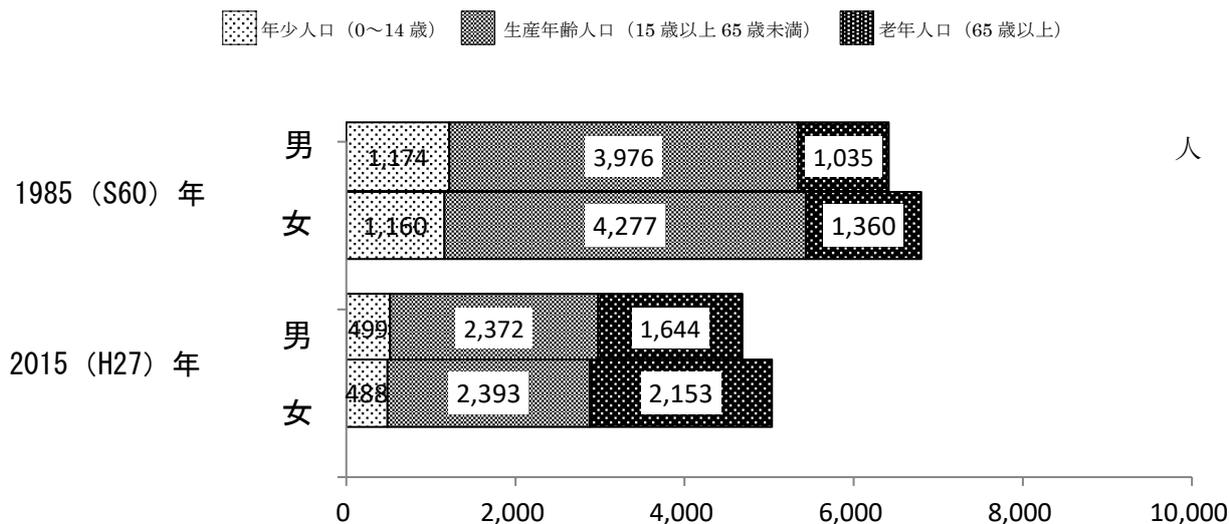
（※総世帯数には、一般世帯数のほか施設等の世帯が含まれます。）

図1 大台町男女別人口年齢構成



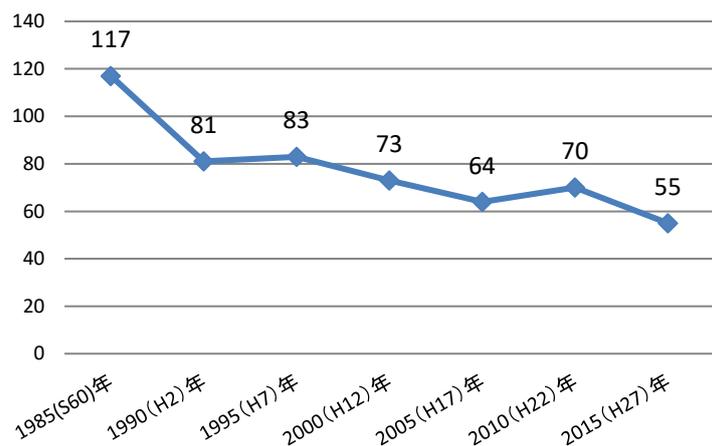
（資料：国勢調査）

図2 年齢（3区分）・男女別人口割合



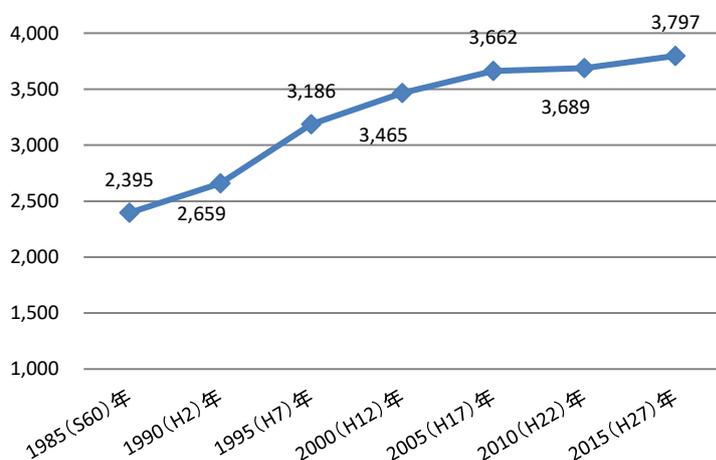
(資料：国勢調査)

図3 出生数の推移



(資料：月別人口調査)

図4 老年(65歳以上)人口の推移



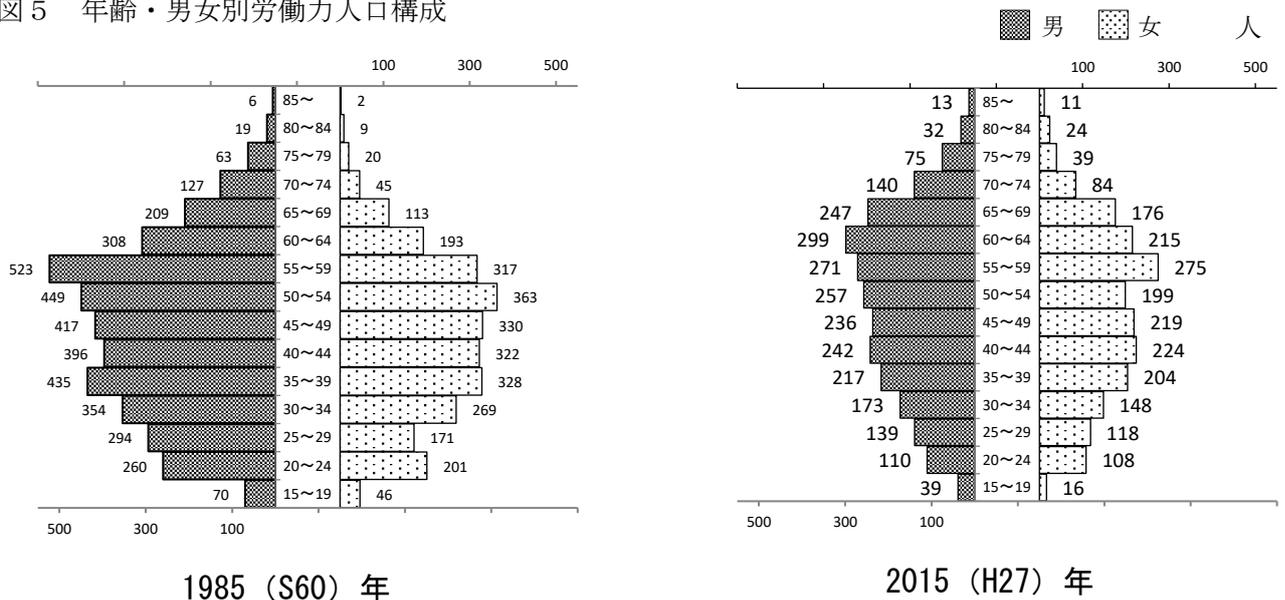
(資料：国勢調査)

3. 就業状況について

2015（平成 27）年の国勢調査によると、大台町の 15 歳以上の人口は 8,562 人（男 4,016 人、女 4,546 人）で、そのうち労働力人口は、4,550 人（男 2,490 人、女 2,060 人）、男女比は、男 55%、女 45%となっています。

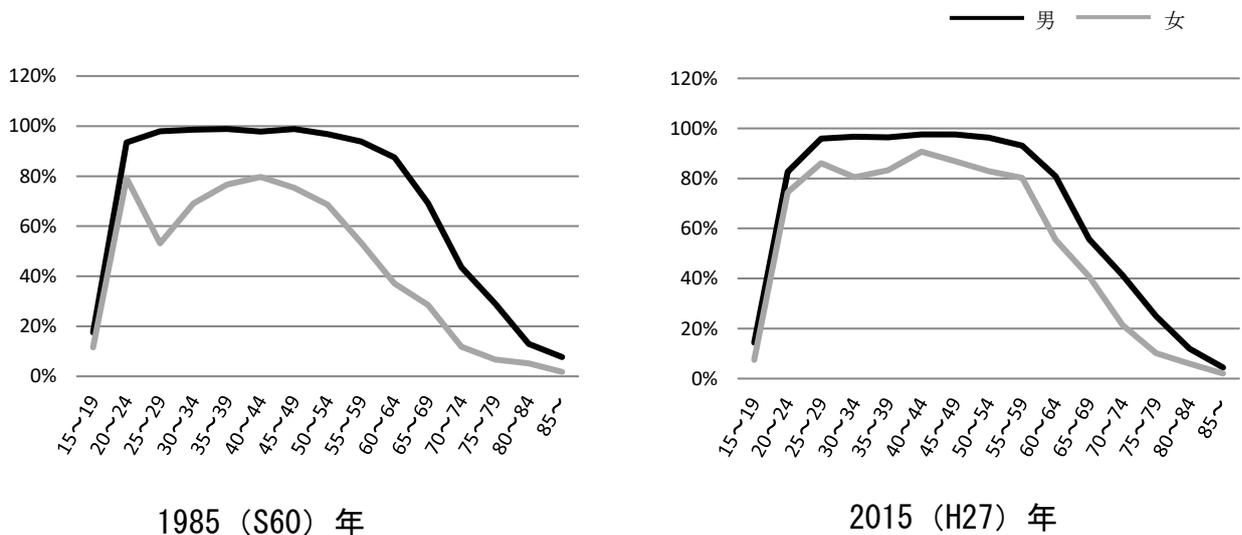
また、図 6 の 2015（平成 27）年の年齢別労働力率の国勢調査結果を見ると、女性の年齢別労働力率は上昇傾向にあるものの、男性に比べて全体的に低くなっています。また出産や子育てを機に 30 代の就業率が低下するいわゆる「M字カーブ」は、M字の谷が浅くなっている状況が読み取れます。

図 5 年齢・男女別労働力人口構成



(資料：国勢調査)

図 6 年齢別労働力率の変化

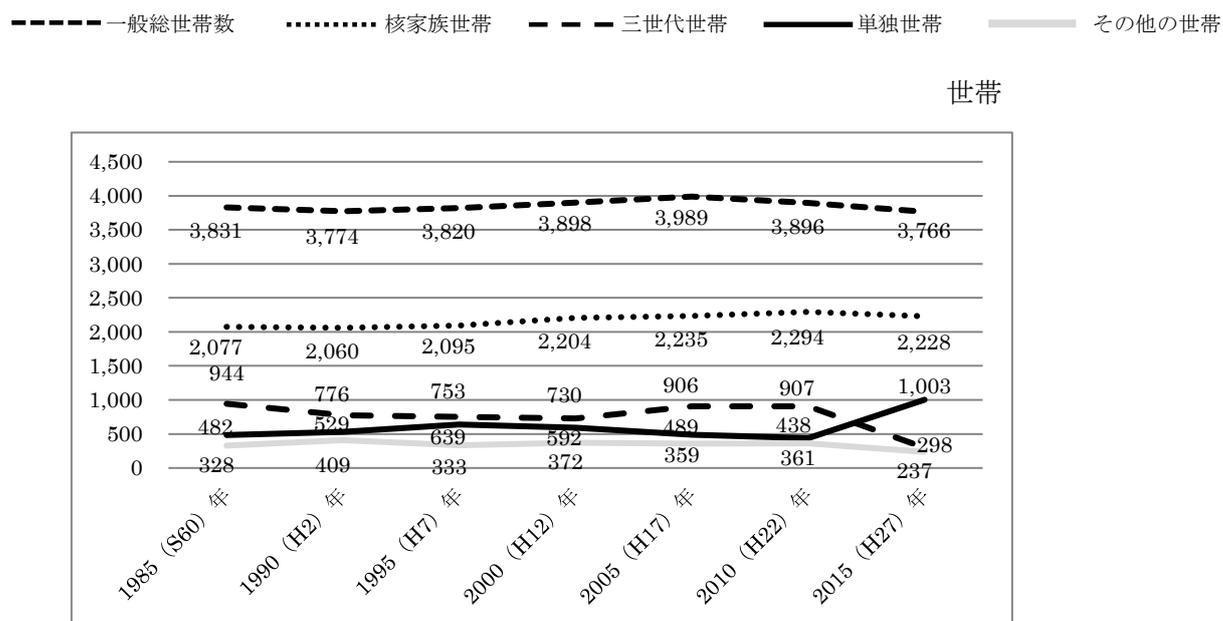


(資料：国勢調査)

4. 家族形態の状況について

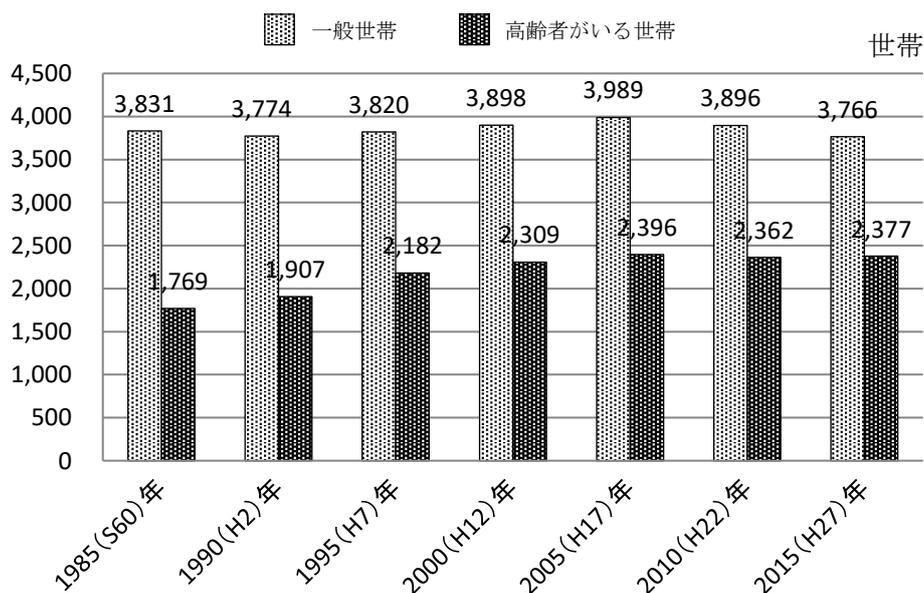
本町の一般総世帯数は、図7にあるようにあまり変わっていない状態ですが、家族の形態は大きく変わっています。内訳を見てみると、2015（平成27）年の国勢調査の結果から三世帯世帯が急激に減少し、代わって単独世帯が急増しています。また、図8に見られるように高齢者のいる世帯も増加しています。

図7 大台町の世帯構成の推移



(資料：国勢調査)

図8 大台町の「一般世帯」と「高齢者がいる世帯」の状況



(資料：国勢調査)

5. 町の審議会等への女性の登用状況

本町の各種審議会等への女性の参画状況を見ると、2020（令和2）年4月1日現在では26.2%となっており、2017（平成29）年以降増加傾向にあります。

表1 大台町の審議会等への女性の登用状況

	審議会等数		委員総数 (人)		比率
		女性委員を含む審議会等数		女性委員数 (人)	
2009 (H21) 年	8	5	69	15	21.7%
2010 (H22) 年	10	8	121	21	17.4%
2011 (H23) 年	14	11	170	32	18.8%
2012 (H24) 年	22	18	224	56	23.0%
2013 (H25) 年	19	17	223	55	24.7%
2014 (H26) 年	21	17	225	57	25.3%
2015 (H27) 年	19	15	195	47	24.1%
2016 (H28) 年	19	17	264	53	20.1%
2017 (H29) 年	27	22	320	77	24.1%
2018 (H30) 年	30	26	378	93	24.6%
2019 (H31) 年	28	25	343	87	25.4%
2020 (R2) 年	30	26	363	95	26.2%

6. 男女共同参画に関する町民意識調査

計画を策定するにあたり、町民の男女共同参画の現状について、前回調査（2016（平成 28）年 7 月）との経年変化を把握するため、2020（令和 2）年 5 月に町民意識調査を実施し、681 人の方から回答を得ました。（回答率 45.4%）

男女共同参画に関する町民意識調査の調査設計

◆目的

本調査は、男女共同参画社会の形成に関する住民の考え等を把握し、男女共同参画基本計画策定等の基礎資料とするために実施した。

◆調査対象

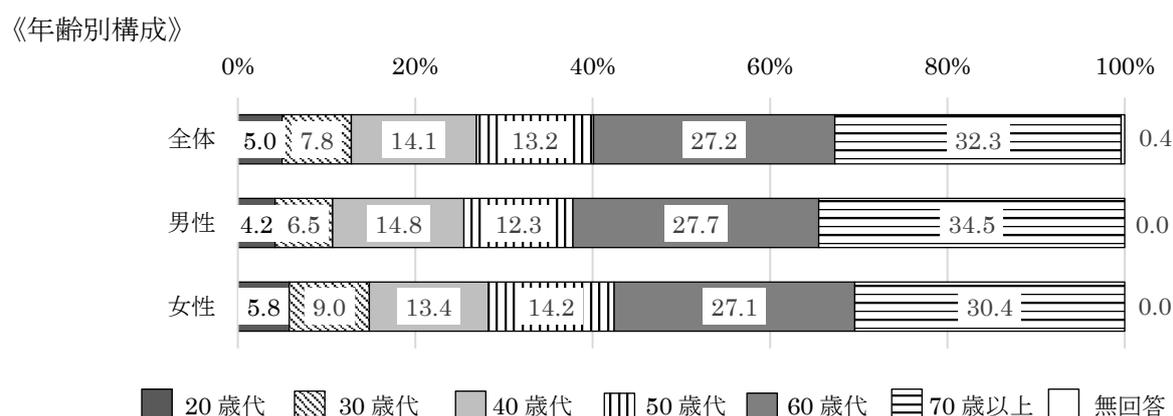
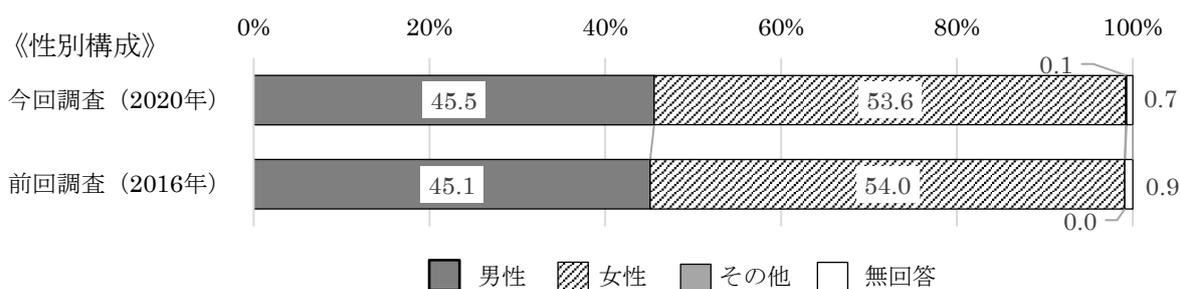
2020（令和 2）年 5 月現在、大台町に居住する 20 歳以上の男女 1,500 人

◆抽出方法

住民基本台帳からの無作為抽出

◆調査方法

郵送配布・郵送回収



町民意識調査は、性別年代別に抽出し調査を実施しました。回収できた調査票（681 件）の男女構成比率は、男性 45.5%、女性 53.6%であり、調査時点の 20 歳以上の男女構成比率（男性 46.9%、女性 53.1%）が、ほぼ反映された結果となりました。

第3章 計画の内容

1. 基本理念

本計画では、次の基本理念を掲げ各種施策を推進します。

男女共同参画社会を実現するまちづくり
—互いを尊重し、一人ひとりが暮らしやすいまちへ—

2. 計画の基本目標とする施策の方向

本計画では、次の4つの基本目標を定め施策を推進します。

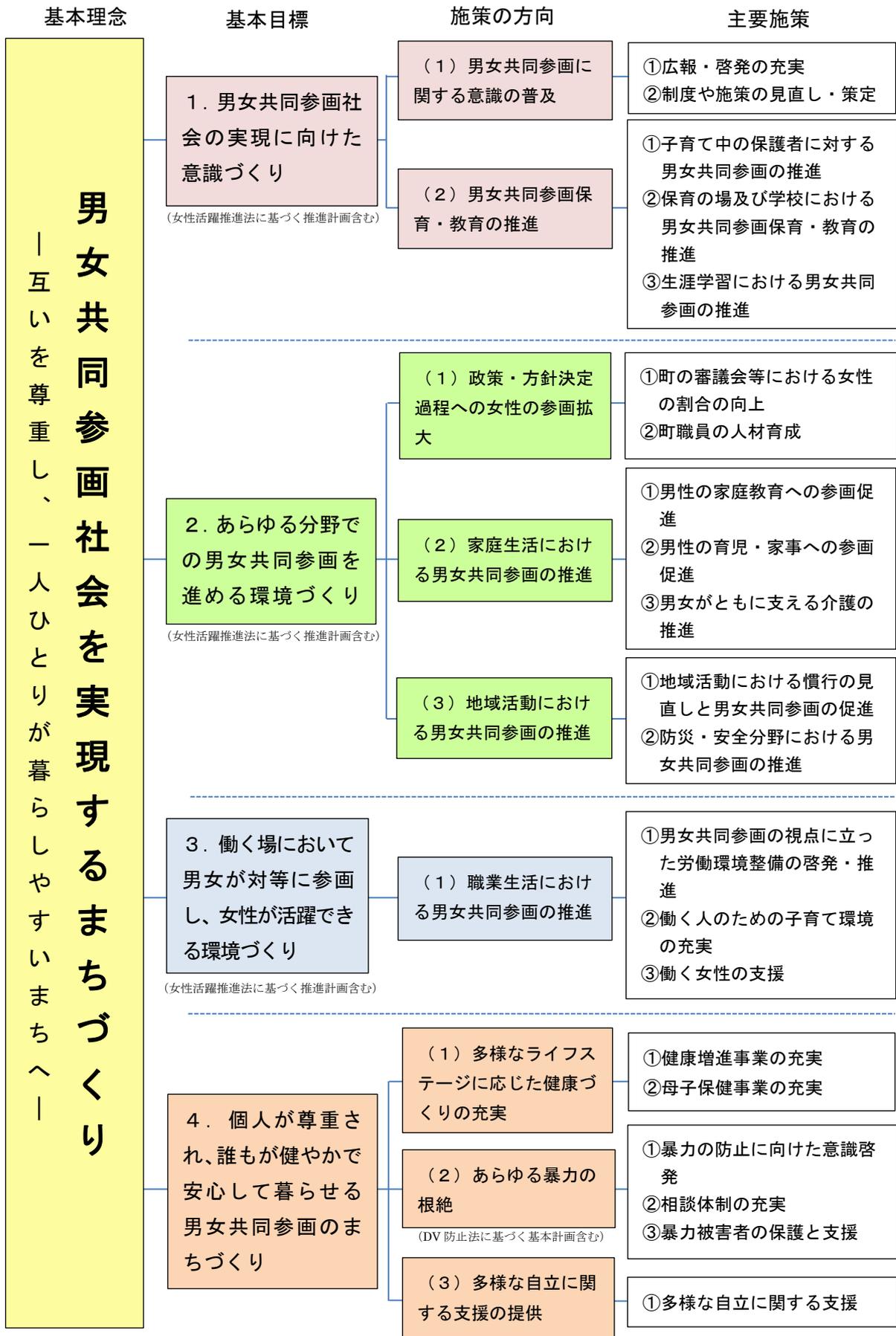
基本目標1 男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり

基本目標2 あらゆる分野での男女共同参画を進める環境づくり

基本目標3 働く場において男女が対等に参画し、女性が活躍できる環境づくり

基本目標4 個人が尊重され、誰もが健やかで安心して暮らせる男女共同参画のまちづくり

体系図



基本目標 1 男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり

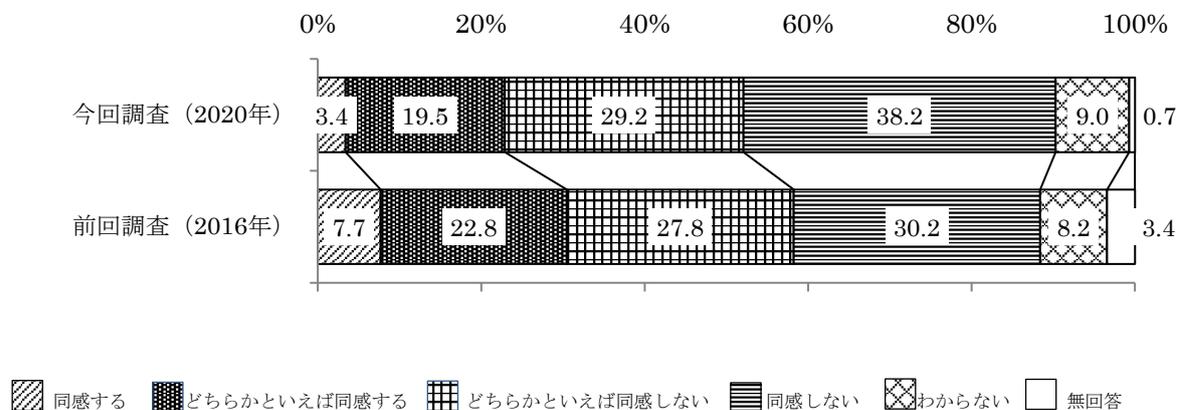
現状と課題

本町における町民意識調査での「男は仕事、女は家庭」という考え方に同感する町民の割合については、22.9%と、前回調査結果（30.5%）から7.6ポイント減少しており、固定的な性別役割分担意識は改善されてきていますが、いまだ根強く残っていることが分かります。

また、「男女の地位の平等感」については、「平等である」と回答した割合が、「学校」（58.0%）で最も高く、次いで「家庭」（42.9%）、「法律や制度」（39.1%）となっていますが、その一方で、「社会全体」（20.4%）、「社会通念や風潮」（20.6%）が低くなっています。このため、引き続き様々な機会を捉え、男女共同参画の意識づくりを普及啓発していくことが必要です。

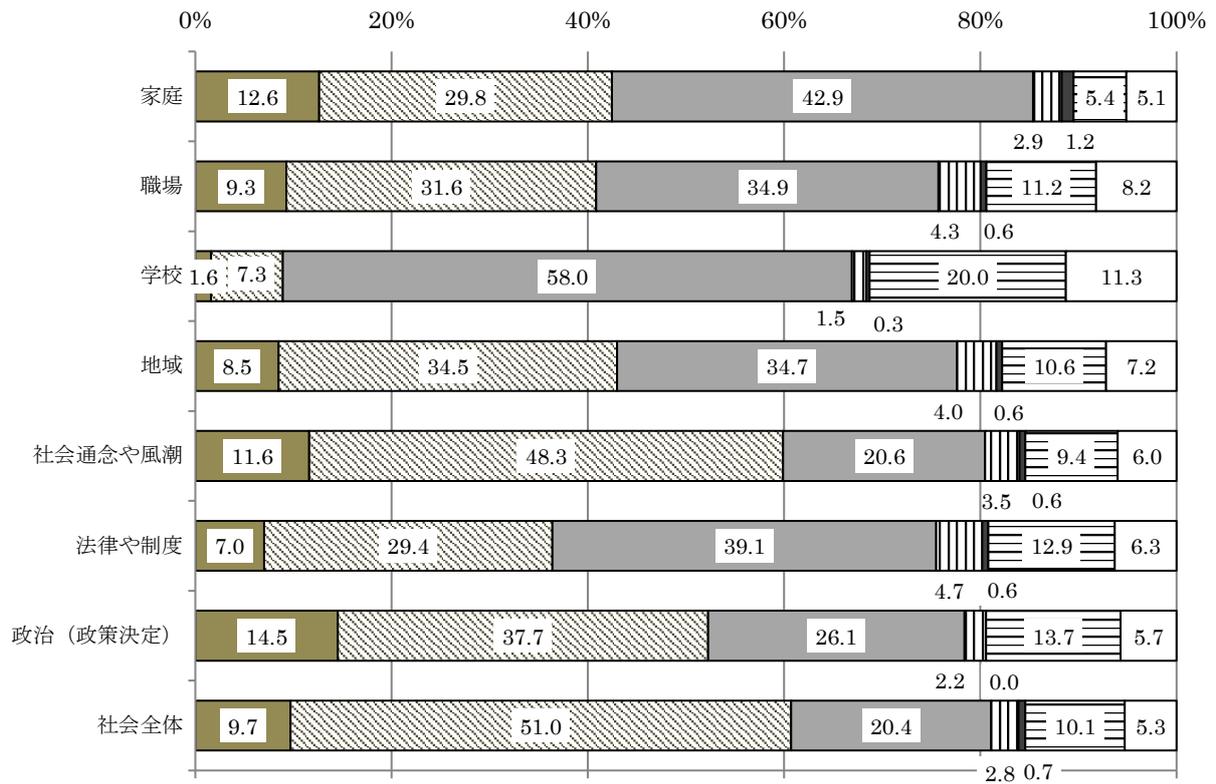
《「男は仕事、女は家庭」という考え方について》

[資料：2016年、2020年 町民意識調査]



《各分野での男女の地位の平等感》

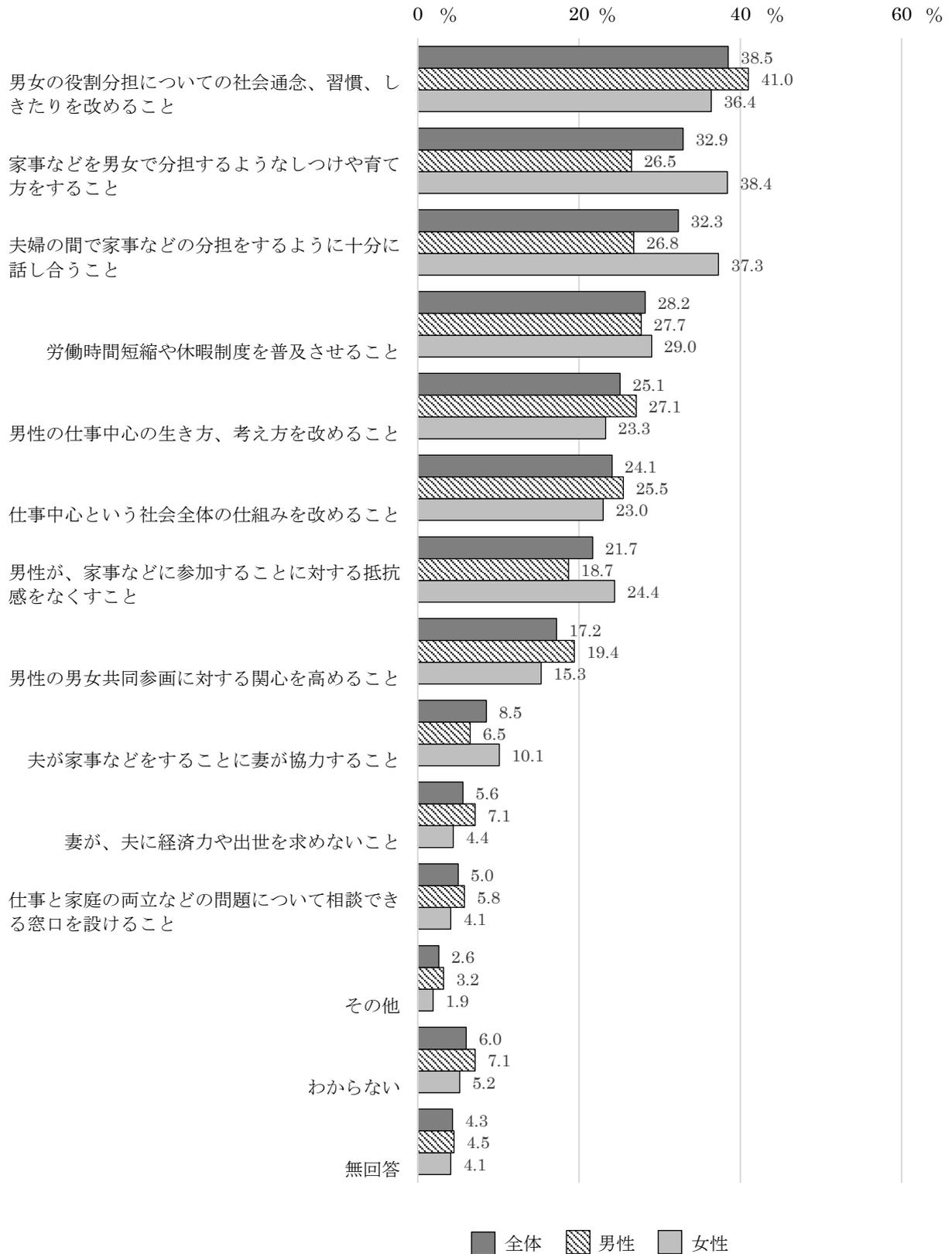
[資料：2020年 町民意識調査]



男性の方が優遇されている
 どちらかといえば男性の方が優遇されている
 平等である
 どちらかといえば女性の方が優遇されている
 女性の方が優遇されている
 わからない
 無回答

《家事・子育て等への男性の積極的な参加に必要なこと》

[資料：2020年 町民意識調査]



施策の方向

(1) 男女共同参画に関する意識の普及

固定的な性別役割分担意識や固定観念、無意識の思い込みは、女性にも男性にも存在します。女性も男性も一人ひとりが、男女共同参画を自分のこととして認識し、お互いを尊重しながら、自分らしく生きることのできる社会が実現できるように、男女共同参画意識の普及を図ります。

【主要施策】

① 広報・啓発の充実

主な取組	取組内容	担当課
性別に左右されない人権尊重の意識づくりのための啓発	性別による固定的な性別役割分担意識を解消するため、様々な機会を捉え啓発活動に努めます。	町民福祉課 企画課
町の各種広報媒体を活用した情報提供と男女共同参画意識の啓発	町の行事、広報紙、インターネット等を活用し男女共同参画に関する情報提供を行い、意識の普及を図ります。	企画課
男女共同参画の視点に立った文書等の表現	行政文書、広報紙等の作成において、男女共同参画の視点に立った表現となるよう表現ガイドに沿った文書作成に努めます。	総務課 企画課 関係各課

② 制度や施策の見直し・策定

主な取組	取組内容	担当課
男女共同参画の視点に立った制度や施策の見直し・策定	町の制度・施策が男女共同参画に反していないか必要に応じて見直しを行います。また、新たな施策については男女共同参画の視点で策定するよう配慮します。	各課

施策の方向

(2) 男女共同参画保育・教育の推進

保育、教育の場において、男女共同参画の視点に立った人間形成を目指し、一人ひとりが個性と能力を発揮して自らの意思で行動できる保育・教育の推進に努めます。

また、子どもをはじめ、あらゆる世代で固定的な性別役割分担意識等にとらわれず、互いの人格や個性を尊重し合い、社会の様々な分野に参画していけるよう、家庭や地域において学習の機会の充実を図り、生涯にわたる男女共同参画の学習を推進します。

【主要施策】

①子育て中の保護者に対する男女共同参画の推進

主な取組	取組内容	担当課
保育・教育の場を通しての情報提供	保育参観、学校行事、PTA活動などを活用して、保護者や地域に男女共同参画の理念を広げられるよう、情報提供を行います。	町民福祉課 教育委員会

②保育の場及び学校における男女共同参画保育・教育の推進

主な取組	取組内容	担当課
保育の場及び学校における男女共同参画を意識した教育の推進	保育の場及び学校において、人権意識を身に付けるための指導の充実を図るとともに、男女の相互協力や対等な社会参画について学ぶ人権教育に努めます。	町民福祉課 教育委員会
教職員等の意識の向上	教職員及び保育士が各研修等を通じ、男女共同参画に関する意識を深め、保育・教育に反映できるよう意識向上に努めます。	町民福祉課 教育委員会
児童・生徒の発達段階に応じた性教育の推進	児童・生徒の成長過程に応じた性教育を行い正しい知識と理解を深めます。各学年の発達段階に応じた性教育が実施できているか毎年見直します。	教育委員会
キャリア教育の推進	児童生徒の社会的・職業的自立に必要な能力・態度を育成するために、学校の特色や地域の実情を踏まえつつ、職業体験、見学を通じたキャリア教育を推進します。	教育委員会

③生涯学習における男女共同参画の推進

主な取組	取組内容	担当課
公民館学級・講座等の充実	男女共同参画の視点から、学習内容の充実に努めるとともに、開催時間・場所等、誰もが参加しやすい環境の確保に努めます。	教育委員会
男女共同参画事業の情報提供	三重県男女共同参画センター「フレンテみえ」等が発信する各種講座・支援事業の情報提供に努めます。	企画課

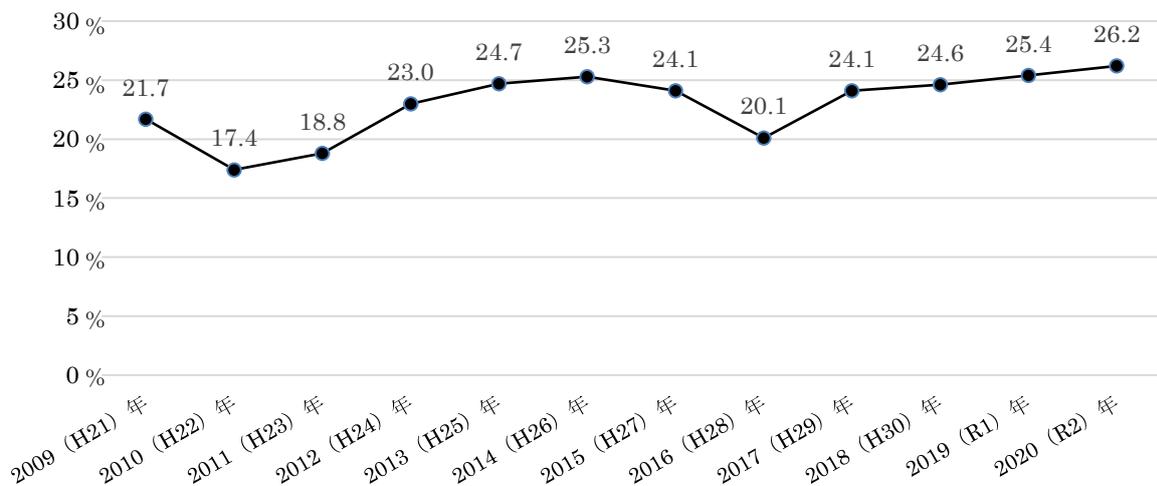
基本目標2 あらゆる分野での男女共同参画を進める環境づくり

現状と課題

本町における各種審議会等委員への女性登用率は、第2次基本計画初年度（2017（平成29）年度）の24.1%から2020（令和2）年度は26.2%と2.1ポイント増加しましたが、2020年の目標値30.0%を達成することが出来ませんでした。男女共同参画社会の実現のためには、あらゆる分野において対等な立場で参画し、企画段階から責任を分かち合うことが重要であるため、引き続き、女性委員の割合の増加に向けて取り組む必要があります。

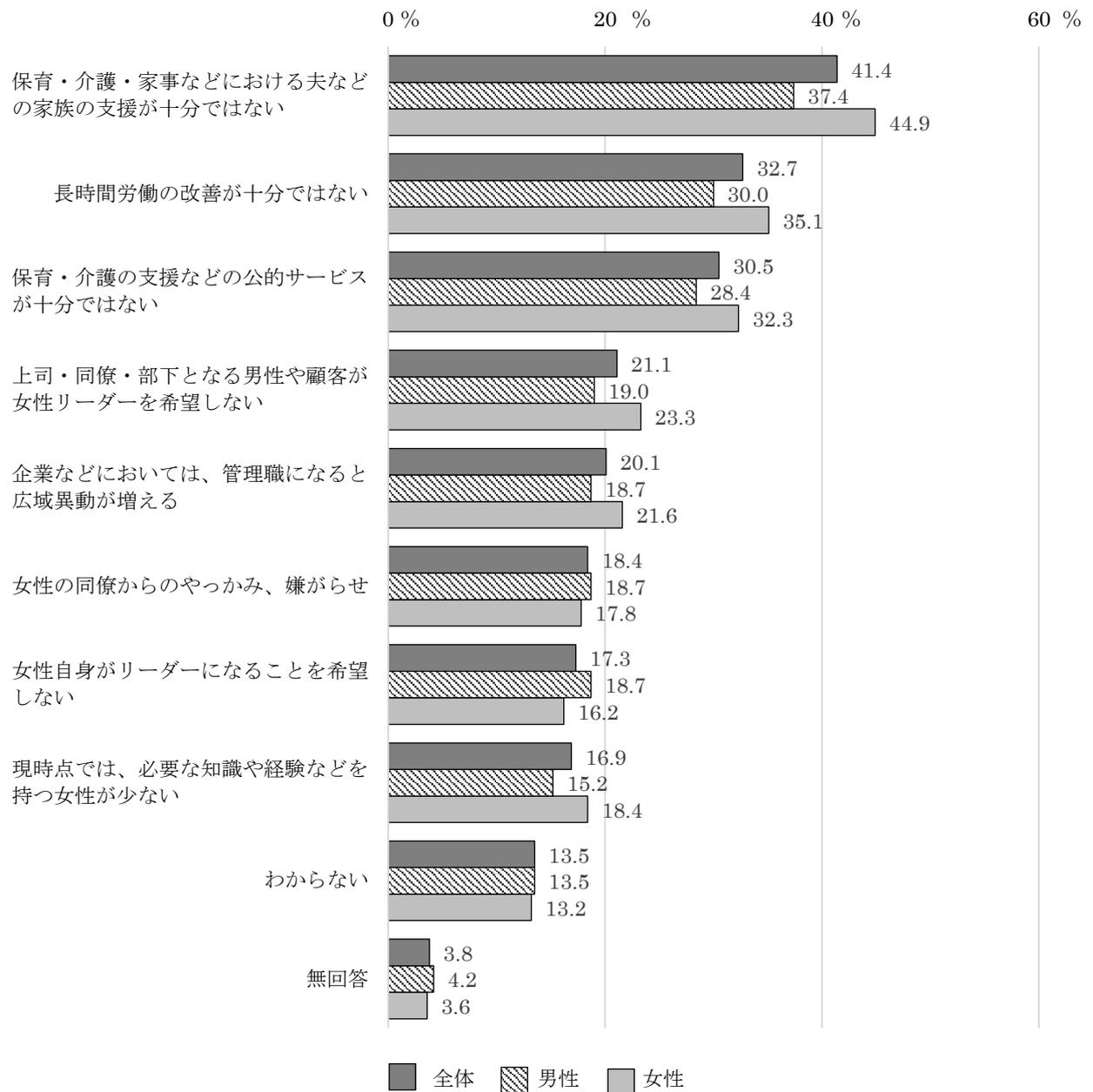
また、家庭内の仕事は、女性が担っている割合が多く、家庭での固定的な役割分担意識を見直し、家族が互いに尊重し協力し合い、ともに責任を担って家庭生活が営まれるよう、意識の啓発が必要です。

《大台町の審議会等への女性の登用状況》



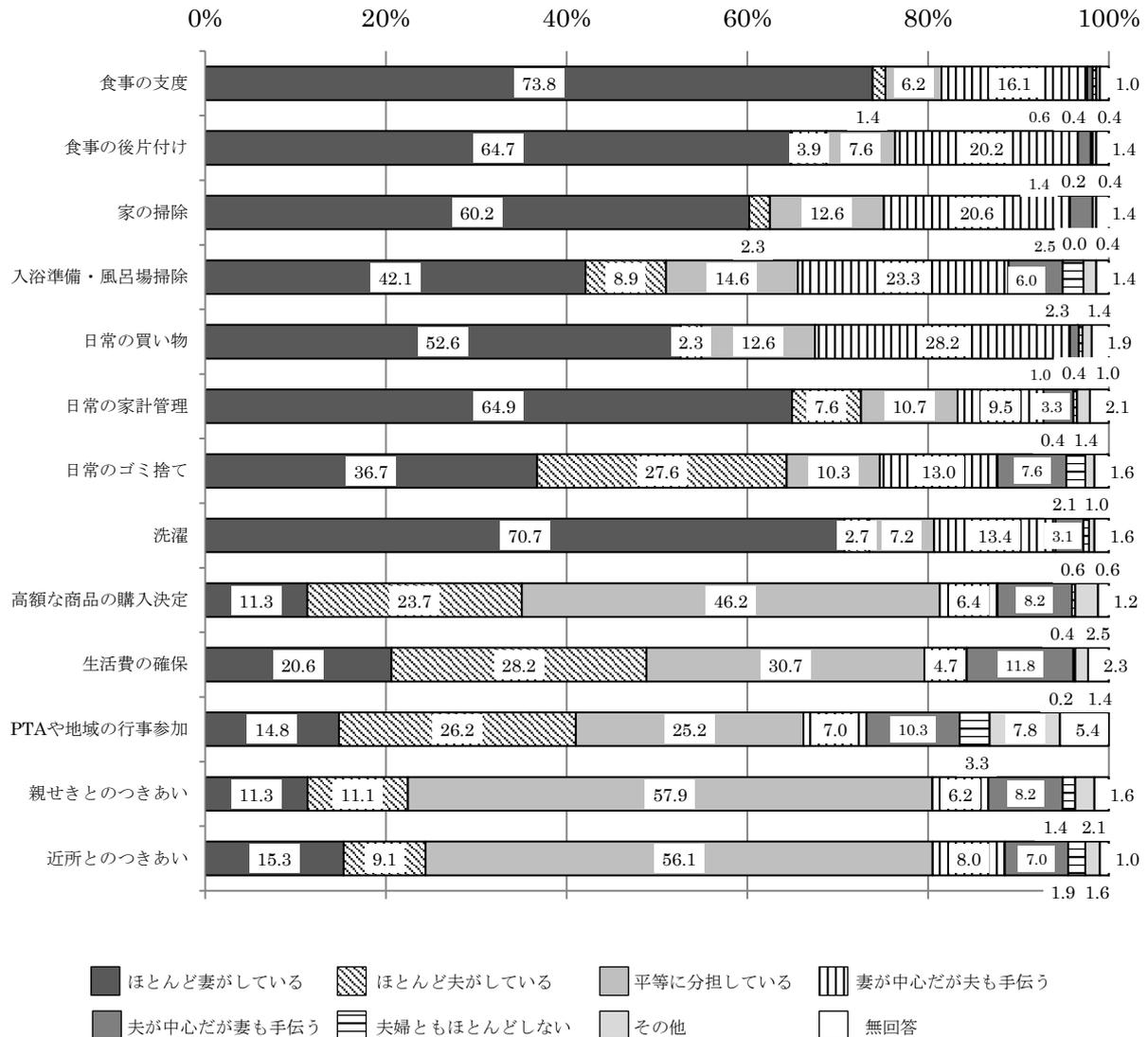
《政治・経済等の各分野で女性のリーダーを増やすときの障害》

[資料：2020年 町民意識調査]



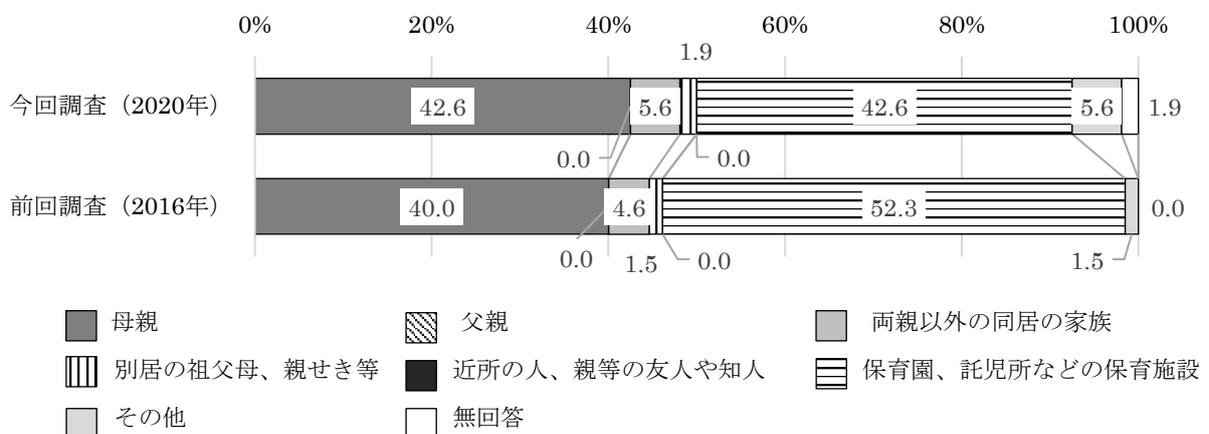
《家庭内の仕事の分担》

[資料：2020年 町民意識調査]



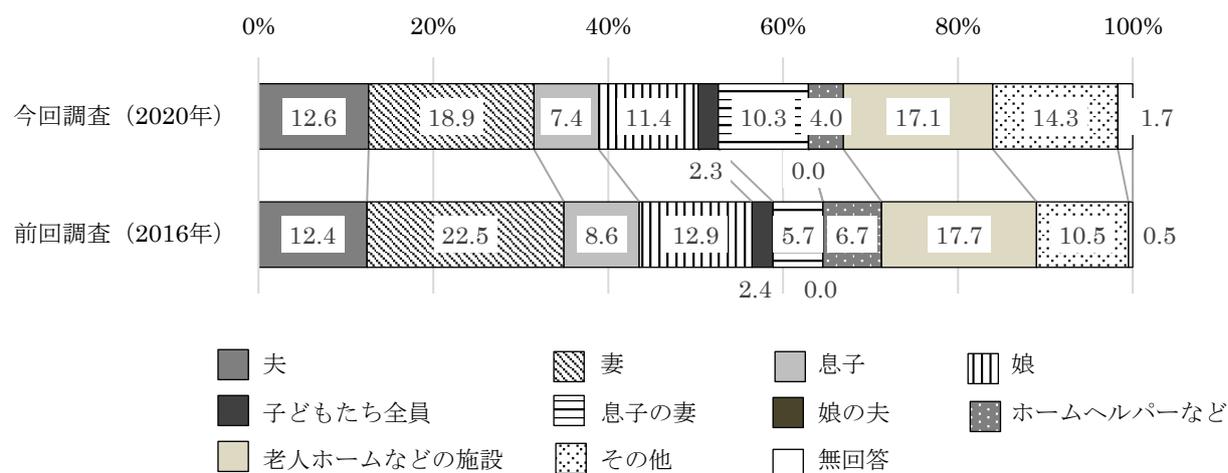
《乳児や就学前幼児の主な育児者》

[資料：2016年、2020年 町民意識調査]



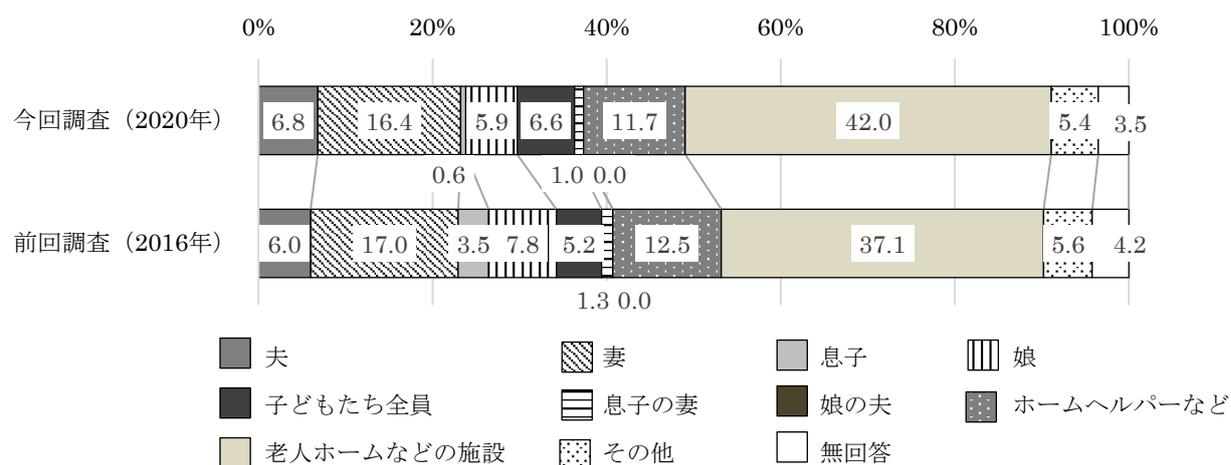
《要支援者の主な介護者》

[資料：2016年、2020年 町民意識調査]



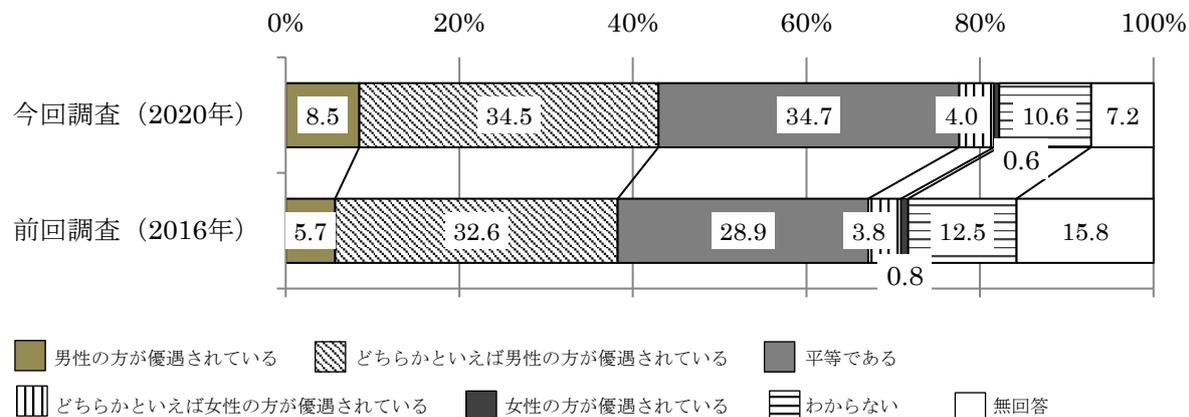
《将来希望する自分の介護者》

[資料：2016年、2020年 町民意識調査]



《地域での男女の地位》

[資料：2016年、2020年 町民意識調査]



[政策・方針決定過程]

施策の方向

(1) 政策・方針決定過程への女性の参画拡大

社会のあらゆる分野における政策や方針を決定する過程において、多様な視点や考え方を取り入れたまちづくりができるよう、特定の性別に偏ることのない委員の登用が必要です。男女が等しく参画することは、男女共同参画社会を構築していくうえで欠くことができない要件であるため、今後も慣行の見直しを行うなどの環境整備を進め、方針及び意思決定の場へ積極的に女性の登用や参画促進を図ります。

【主要施策】

①町の審議会等における女性の割合の向上

主な取組	取組内容	担当課
審議会等への女性の参画促進	町の審議会等において、男女双方の視点や意見を意思決定の場へ反映するため、女性の積極的な登用を進めます。	総務課 関係各課

②町職員の人材育成

主な取組	取組内容	担当課
職員の人材育成の推進	性別に関わらず、個人の個性と能力を十分に発揮できる人材を育成するため、研修の充実と参加促進に努めます。	総務課
女性職員の管理職への登用に 向けた取組	管理職登用についてのヒアリングを実施するなど、女性職員を取り巻く状況把握に努め、取組を推進します。	総務課

[家庭生活]

施策の方向

(2) 家庭生活における男女共同参画の推進

男女共同参画の実現を目指すためには、日々の生活における大きな基盤である家庭での実践が重要です。しかしながら、家事・育児・介護等の多くは、依然として女性が担っている現状であり、性別役割分担意識の解消とともに、さまざまなライフスタイルに対応できるよう、家事・育児・介護等を男性と女性がともに担うといった意識を持つことが重要です。社会の最小単位である家庭において、日々の生活を通じ男女共同参画の意識を育むことで、男女共同参画意識の底上げを図れるように、意識の啓発や各種支援に努めます。

【主要施策】

①男性の家庭教育への参画促進

主な取組	取組内容	担当課
家庭教育への男性の参加促進	学校だより・学級だより・PTA 広報・家庭学習のすすめ等で情報提供し、男性が家庭教育に参加しやすい体制をつくります。	教育委員会

②男性の育児・家事への参画促進

主な取組	取組内容	担当課
男性の育児・家事参画への意識啓発	家庭における固定的な性別役割分担意識の解消し、男性が積極的に育児や家事に参画するよう、意識の啓発に努めます。	企画課 町民福祉課
性別に関わらず参加できる講座の提供	家事・育児・介護など生活をともに助け合うことのできる講座等の充実を図ります。また、開催日程等に配慮するなど男性の参加促進に取組みます。	町民福祉課 健康ほけん課
相談窓口の充実	育児に関する様々な問題を相談できる窓口の充実、情報提供に努めるとともに、今後も関係部署や関係機関と連携を強めていきます。	町民福祉課

③男女がともに支える介護の推進

主な取組	取組内容	担当課
介護を支える施策の推進	介護負担の軽減や、孤立化しない支援に努めます。	健康ほけん課
介護に関する様々な情報提供	住民の集まる機会や広報紙等を活用し、介護保険制度や介護に関する各種サービスについて、わかりやすく丁寧な情報提供に努めます。	健康ほけん課
介護相談窓口の充実	介護や高齢者に関わる悩みを誰もが気軽に相談できる窓口の充実を図り、周知に努めます。	健康ほけん課 (地域包括支援センター)

[地域活動]

施策の方向

(3) 地域活動における男女共同参画の推進

地域の多様化する課題やニーズに対応していくためには、地域活動や地域づくりに男女共同参画の視点を取り入れていくことが重要です。しかし、現状を見ると地域における社会活動は主に男性が担っている場合が多く見られるため、各種地域活動において女性の参画が進むよう、引き続き気運づくりに努めます。

また、防災・安全分野においては、女性をはじめ多様な人々の視点に立った防災・減災対策を推進していく必要があります。

【主要施策】

①地域活動における慣行の見直しと男女共同参画の促進

主な取組	取組内容	担当課
地域活動参加の促進	地域活動へ様々な立場の人が参画できるよう意識啓発に努めます。	総務課 関係各課
女性リーダーや役員への参画と定着の促進	女性リーダーや役員として積極的に参画できるよう、自治会等への女性の役職登用率を上げるための気運づくりや、性別に捉われず責任ある立場を担う意識づくりを推進します。	総務課 関係各課

②防災・安全分野における男女共同参画の推進

主な取組	取組内容	担当課
防災・安全体制への女性参画促進	自主防災組織活動、消防団活動、交通安全協会活動など、防災・安全分野における女性の参画促進を行います。	総務課
男女共同参画の視点に立った防災活動の推進	男女がともに防災・安全分野の訓練や啓発活動に参加できる環境づくりを行います。	総務課

基本目標3 働く場において男女が対等に参画し、女性が活躍できる環境づくり

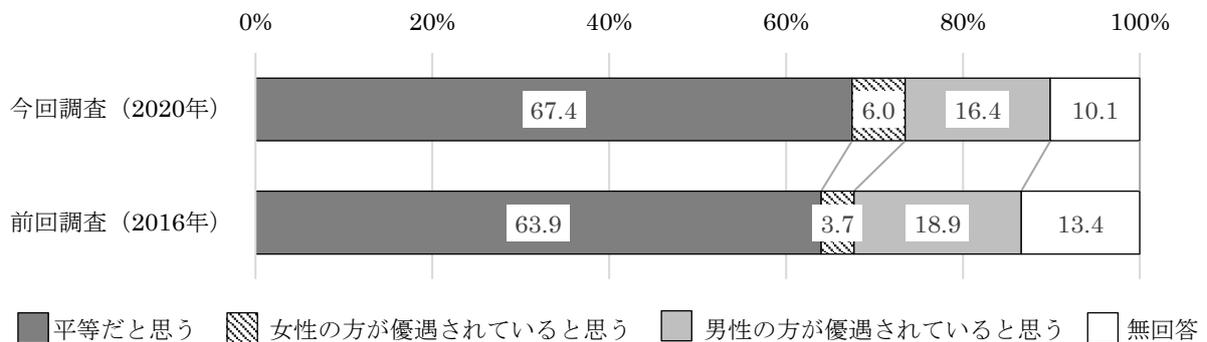
現状と課題

町民意識調査における女性が働くことへの意見として、「女性は働きやすい状況にある」と回答した割合は26.1%に対して、「そう思わない」は38.3%で最も高く、その理由として、「働く場が限られているから」が、全体(41.4%)と、男性(45.1%)で最も多く、女性は、「労働条件が整っていないから」(41.2%)が最も多い結果となりました。また、「家族の理解、協力が得にくいから」は、男性17.2%に対し、女性30.9%で、13.7ポイント高くなっています。

今後は、女性が仕事と子育て・介護等の二者択一を迫られることなく働き続け、その能力を十分に発揮することができるよう、多様で柔軟な働き方を通じたワーク・ライフ・バランスの実現を目指す取組の推進が必要です。

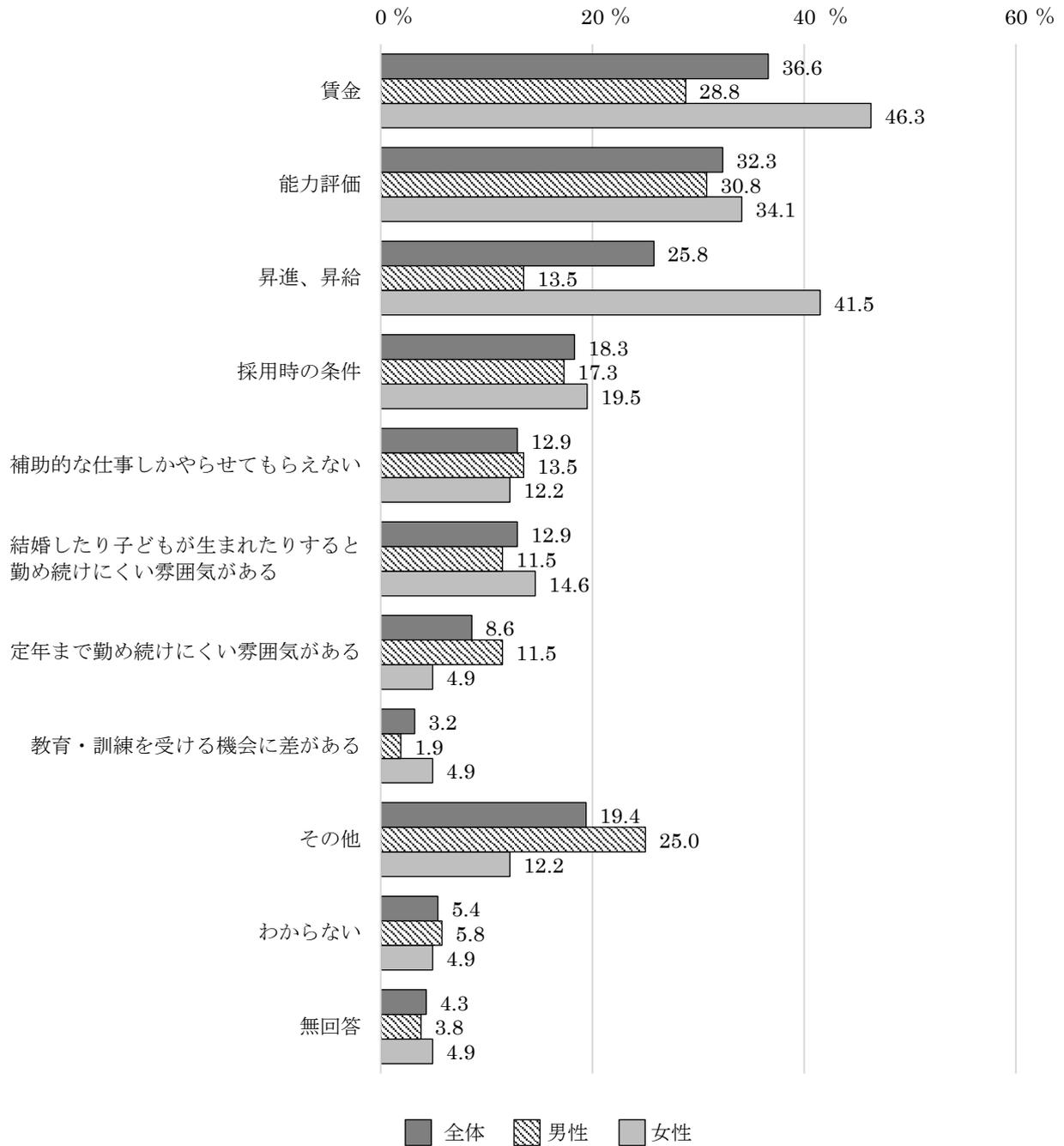
《職場での男女の地位》

[資料：2016年、2020年 町民意識調査]



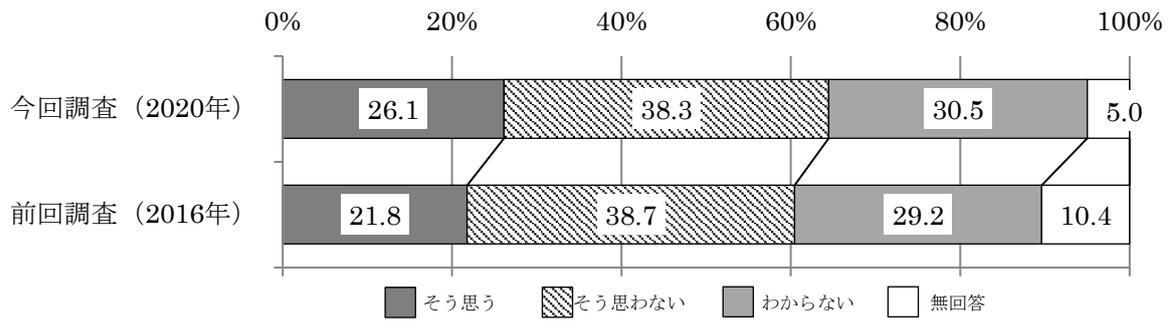
《職場で男女平等と思わない理由》

[資料：2020年 町民意識調査]



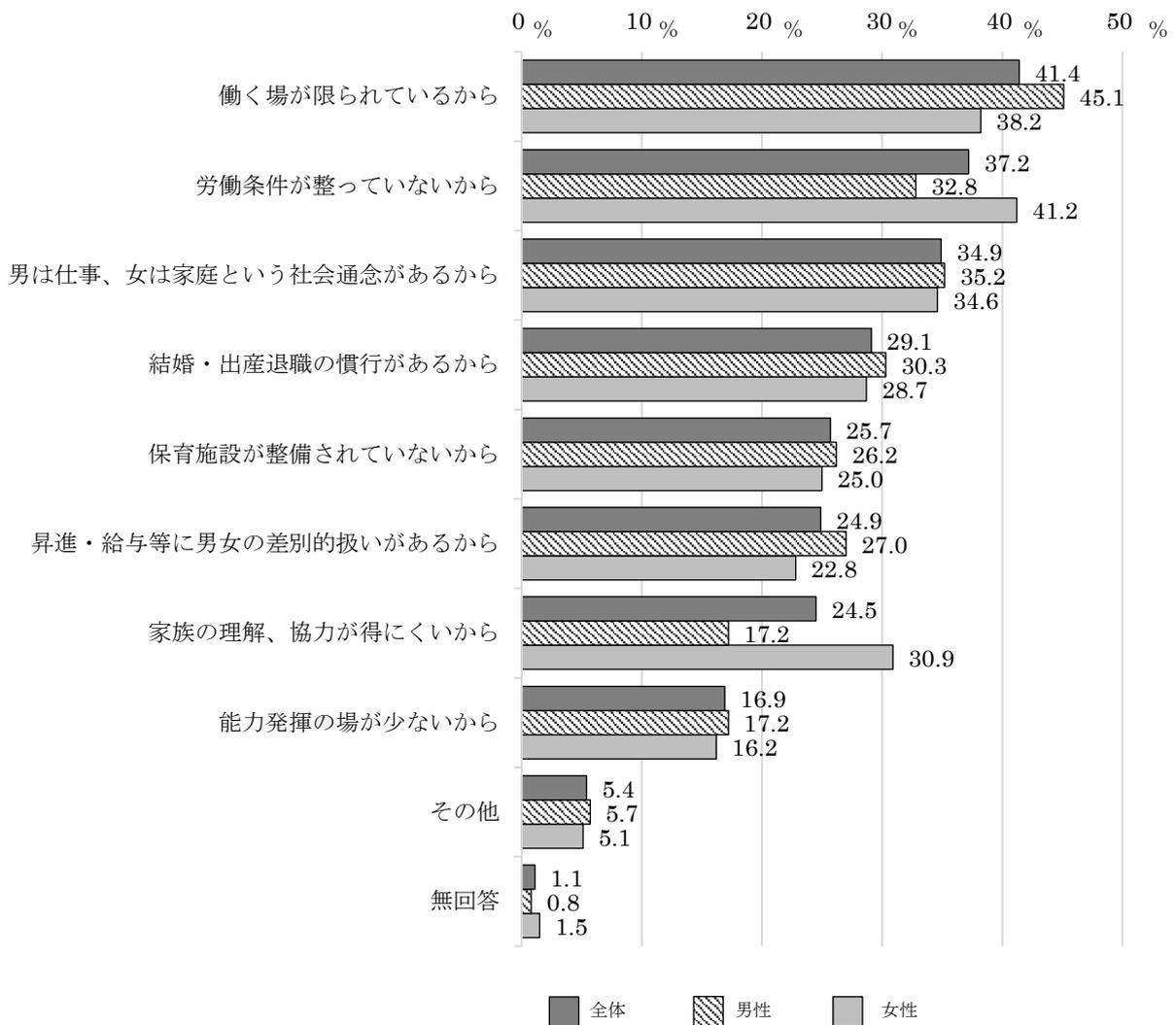
《女性は働きやすい状況にあるか》

[資料：2016年、2020年 町民意識調査]



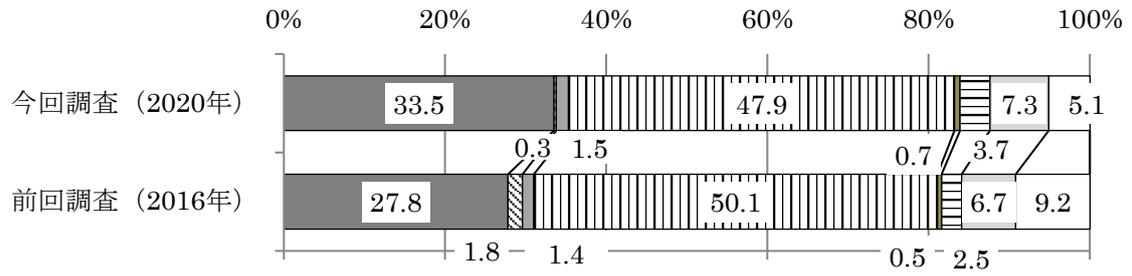
《女性が働きやすいと思わない理由》

[資料：2020年 町民意識調査]



《女性の職業への望ましいかかわり方》

[資料：2016年、2020年 町民意識調査]



- 結婚して子どもが生まれた後も、職業を持ち続ける
- 結婚するまでは職業を持つが、その後は持たない
- 結婚して子どもができるまでは職業を持つが、その後は持たない
- 結婚や子育てなどで一時的にやめるが、子育ての時期が過ぎたら再び職業を持つ
- 職業は一生持たない
- その他
- わからない
- 無回答

施策の方向

(1) 職業生活における男女共同参画の推進

女性の社会参画が進む中、働く意欲のある女性が仕事と子育て・介護等との二者択一を迫られることなく働き続けられ、能力を十分に発揮できるよう取組を推進します。

2020（令和2）年には、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、テレワーク（在宅勤務）の導入や業務のオンライン化が進展したところです。こうしたICT等の活用による業務のスマート化は、女性の活躍を阻害する物理的・時間的な障壁を取り除き、その能力発揮を促進する新たな可能性として期待されます。女性が活躍するためには、長時間労働の見直しなど、働き方改革の推進が重要であり、多様な働き方やワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組を推進します。

【主要施策】

①男女共同参画の視点に立った労働環境整備の啓発・推進

主な取組	取組内容	担当課
固定的な役割分担意識の解消に向けた啓発	職場での固定的な性別役割分担意識の解消に向けて、広報紙やリーフレット等を活用し啓発を行います。	産業課
ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進	働く人が、男女ともに仕事と家庭や地域活動とをバランスよく両立させ、生涯を通じて充実した生活が実現できるよう情報提供や啓発を行います。	企画課
ハラスメントのない職場の実現	多様化するハラスメントの防止に向けて、働く場への啓発を行います。	産業課 町民福祉課

②働く人のための子育て環境の充実

主な取組	取組内容	担当課
多様な働き方に対応する子育て環境の充実	延長保育、一時保育、乳幼児保育、障がい児保育、学童保育等の充実を図ります。また、子育てガイドブックや広報等を活用し周知を行います。	町民福祉課

③働く女性の支援

主な取組	取組内容	担当課
働く女性への労働に関する広報と情報提供	男女雇用機会均等法、育児休業制度、介護休業制度、労働基準法、パートタイム労働法、労働基準法等、労働や両立支援に関する各種法制度についての周知を含めた労働関係情報の提供を行います。	産業課
再就職支援のための情報提供	育児や介護等のために退職した女性の就職を支援するため、関係機関、関係団体等と連携を図り、再就職を推進するための情報提供や養成講座の充実を図ります。	産業課 健康ほけん課
家庭内労働や農林水産業・畜産業・商工業の女性の労働環境整備	家庭内労働や農林水産業・畜産業・商工業における、女性の意思決定の場への参画を促進するため、企業・団体等事業者への情報提供や意識啓発を行います。	産業課

基本目標 4 個人が尊重され、誰もが健やかで安心して暮らせる 男女共同参画のまちづくり

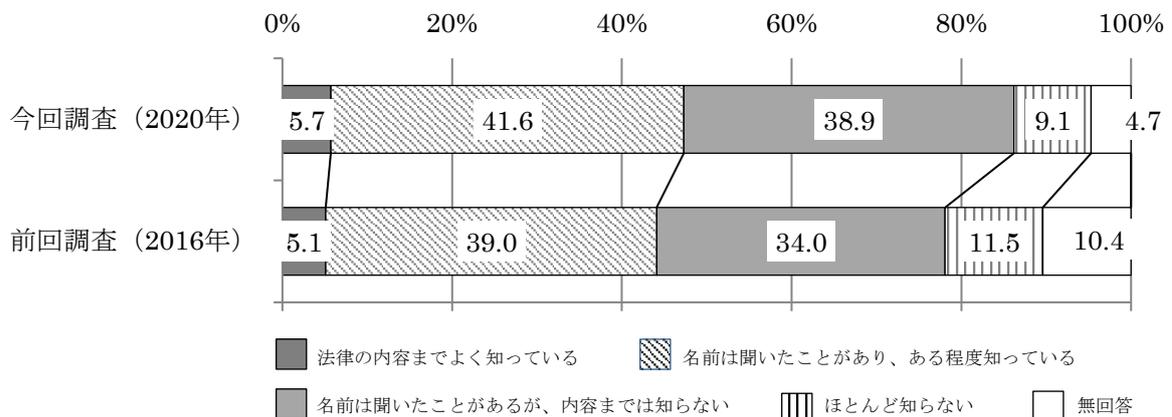
現状と課題

個人の人権が尊重され、誰もが心身ともに健康で安心して暮らすことは、男女共同参画社会を形成する上での基盤となります。多様なライフステージや、性別によって異なる健康上の問題に対応した健康づくりを推進していく必要があります。

人権の尊重は、男女共同参画社会を形成するための基本であり、ドメスティックバイオレンス（DV）やセクシャルハラスメントなど、あらゆる性に基づく暴力は、いかなる理由があっても決して許されるものではありません。あらゆる暴力を防止するために、意識啓発を推進するとともに、DVの相談機関について、身近な相談窓口の周知を図る必要があります。

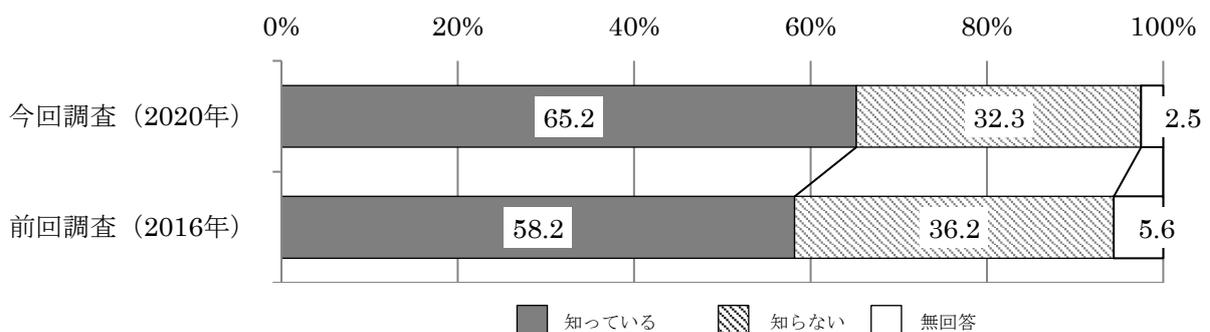
《DV防止法の認知》

[資料：2016年、2020年 町民意識調査]



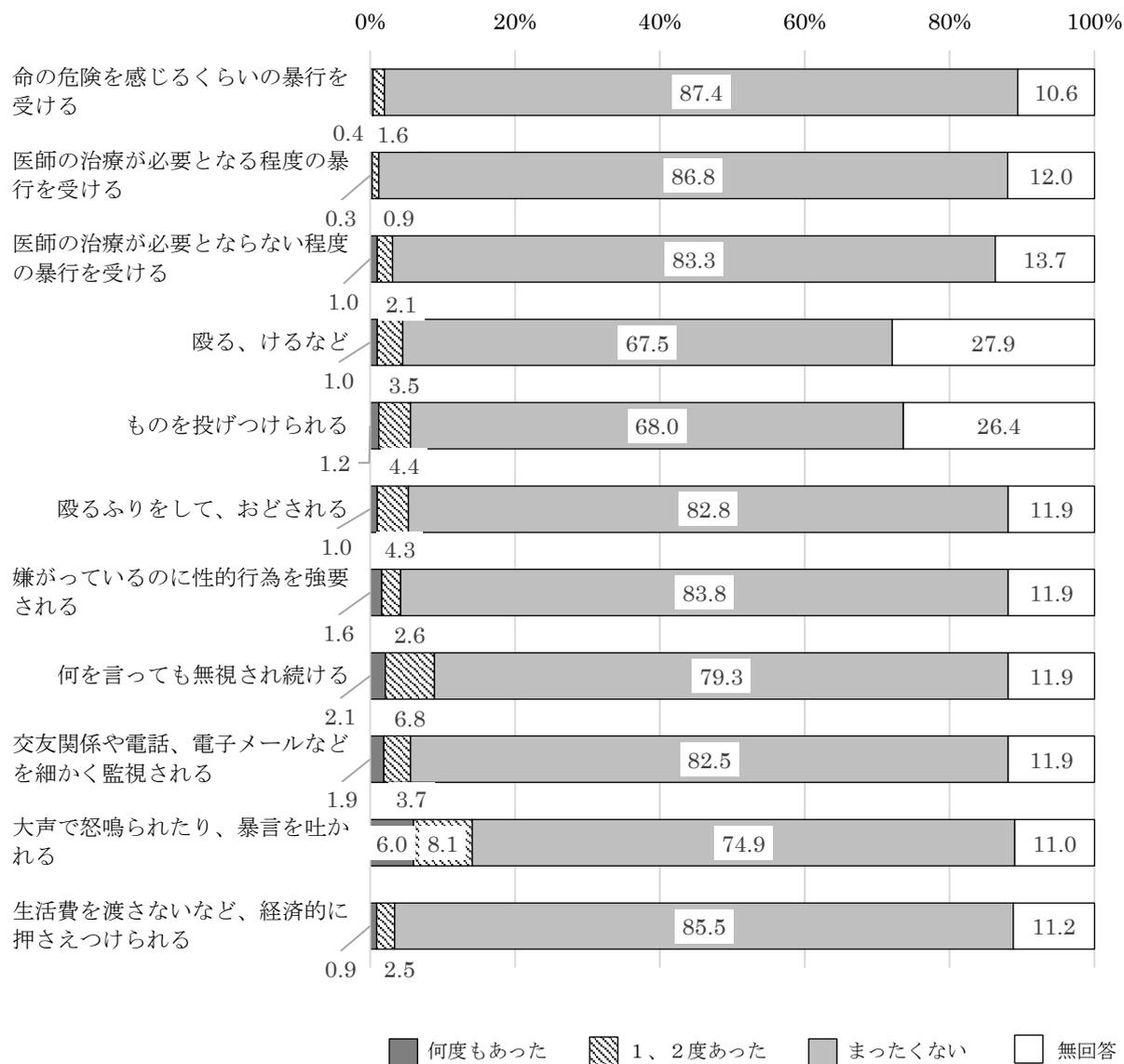
《DVを発見した際の通報の認知》

[資料：2016年、2020年 町民意識調査]



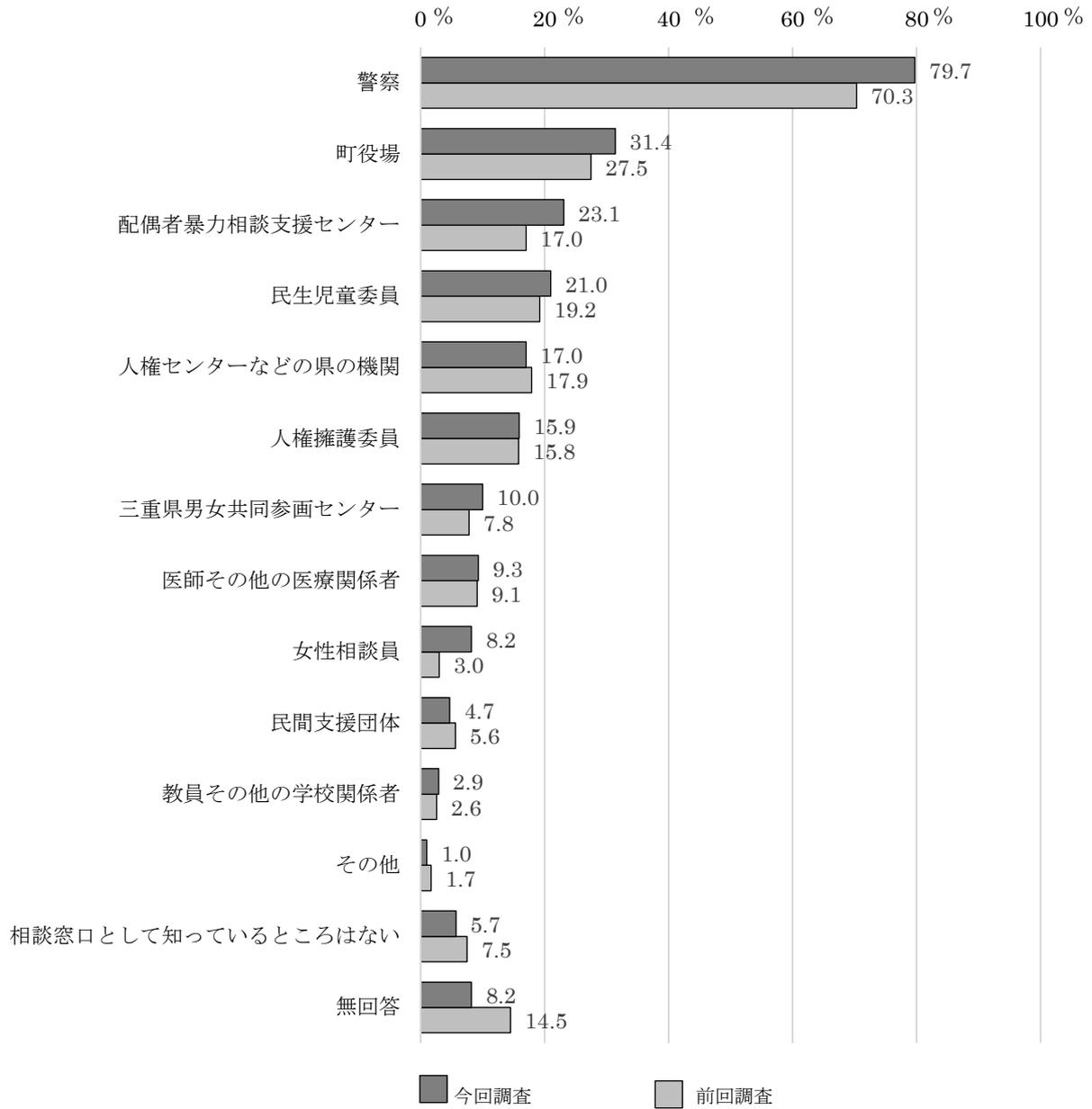
《男女間の暴力等を受けた経験の有無》

[資料：2020年 町民意識調査]



《知っている DV 相談窓口》

[資料：2020 年 町民意識調査]



施策の方向

(1) 多様なライフステージに応じた健康づくりの充実

健康寿命の延伸を図り、生涯にわたり健康で過ごすことは、男女がいきいきと暮らすために最も重要な基盤となります。特に健康意識を持ち、個人や地域での取組が、今後ますます重要となってきます。加えて、男女が共に健康で暮らせるよう、性別による健康問題の違いも考慮した健康づくりを進めなければなりません。また、次世代を担う子どもたちが健やかに生まれてくるために、妊娠、出産期の女性たちへの支援は重要な取組であり、この時期の女性への支援が十分に図られるよう情報提供や相談体制等の充実に努めます。

【主要施策】

①健康増進事業の充実

主な取組	取組内容	担当課
男女の健康づくりへの啓発促進	様々な世代の男女が、気軽に楽しく健康づくりに取り組めるよう、各種講座、運動等に親しめる機会と場所を提供し、健康づくりを進めます。	健康ほけん課 教育委員会
生涯にわたる健康づくりの促進	健康に関する正しい知識の普及啓発とともに健康づくり活動のリーダーとなる人材育成と健康づくり自主グループなどの支援を行います。	健康ほけん課
各種健（検）診の充実	各種健（検）診を受診しやすい体制を図り、受診率向上に向けて受診勧奨を行います。	健康ほけん課

②母子保健事業の充実

主な取組	取組内容	担当課
妊娠出産期の女性への健康支援	妊娠、出産期の女性が安心して健康に過ごすための情報提供、相談体制の充実を図ります。また、安心安全な妊娠・出産を確保するため、妊婦健康診査の充実を図ります。	町民福祉課 健康ほけん課
母子保健指導・相談窓口の充実	新生児訪問指導や予防接種事業を充実させるなど、安心して子育てができるよう母子保健サービスをさらに充実させるとともに、子育てに対する悩みに対応する相談窓口を設置します。	町民福祉課 健康ほけん課

施策の方向

(2) あらゆる暴力の根絶

配偶者などからの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、決して許されるものではありません。平成 19 年に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律（改正配偶者暴力防止法）」が施行され、市町村における基本計画の策定を努力義務とされるなど、対策の強化が求められています。本町においては、その基本計画を本計画と一体的に策定し、DV の根絶に向けて、関係機関と連携し、暴力を許さない社会意識の醸成に向けた取組を引き続き進めていきます。

あらゆる暴力に対処するため、相談から保護、自立支援に至るまで総合的な対策を図り、被害者が相談しやすい環境を整備し、誰にも相談できずにいる被害者がいなくなるよう相談窓口の広報啓発を推進します。

【主要施策】

①暴力の防止に向けた意識啓発

主な取組	取組内容	担当課
暴力の防止に向けた啓発活動	配偶者やパートナーからの暴力を許さない社会づくりのために、様々な機会を通じて、幅広い年代に向けて意識啓発を推進します。	町民福祉課
セクシャル・ハラスメント防止の取組・啓発	セクシャル・ハラスメントが人権侵害であるという正しい知識を深め、発生を防止するため、意識啓発を行います。	町民福祉課

②相談体制の充実

主な取組	取組内容	担当課
相談窓口の設置	DV などの相談に夜間・休日等も対応できるよう庁内の体制を整えるとともに、関係機関との連携を図ります。	町民福祉課
相談窓口の周知	DV などの相談に応じるため、子育てガイドブックやポームページなど様々な機会を通じて相談窓口の周知を図り、相談者が相談しやすい環境を整えます。	町民福祉課

③暴力被害者の保護と支援

主な取組	取組内容	担当課
関係機関との連携	被害者の保護と支援のため、配偶者暴力相談センター（女性相談所）・医療機関・警察・保健所・人権擁護委員・弁護士など関係機関との連携を深め、被害者の安全確保を図りながら、必要に応じて一時保護、施設入所などの支援を行います。	町民福祉課
自立に関する支援の充実	DV 被害者が避難先で落ち着いた生活を取り戻すために、心身の健康回復のための支援や自立に向けた必要な支援を行います。	町民福祉課

施策の方向

(3) 多様な自立に関する支援の提供

個人の生き方やライフスタイルが多様化する中で、共働き家庭、ひとり親家庭、単身・高齢者世帯、障がい者（児）がいる家庭など、そのあり方はさまざまです。家族の一人ひとりが、社会の中で活動していくためには、どのような形の家庭であれ、自立して安定した生活ができる環境づくりと、そのための社会的支援が必要です。

新型コロナウイルス感染症などに代表される社会経済状況の大きな変容は、社会的に弱い立場にある者に、より深刻な影響をもたらしています。女性は男性に比べ非正規雇用労働者の割合が高く、貧困に陥りやすい背景の一つとなっていることから、自立して安定した生活ができるための環境づくりと、そのための社会的支援を進めることが必要です。就業支援や子育て支援、経済的支援などの生活支援を実施し、これらの支援策を周知するとともに、相談機能の充実を図ります。

【主要施策】

①多様な自立に関する支援

主な取組	取組内容	担当課
障がい者（児）相談事業の充実	障がい者（児）の生活全般にわたる相談や福祉サービスの利用支援などの充実を図ります。多気郡地域児童発達支援センターを設置し、子どもの発達の遅れに関する相談支援や療育等の活動支援体制の充実を図ります。	町民福祉課
障がい者（児）の地域生活支援及び生活環境の向上	障がい者（児）が、安心して家庭や地域で暮らせるよう、地域生活の支援や生活環境の向上に取組み、社会参画のための支援を行います。	町民福祉課
単身・高齢者世帯への各種支援	単身者や高齢者が地域でできる限り自立して生活できるよう、必要に応じた在宅サービス、就業機会の拡大・情報提供など、相談・支援体制の充実を図ります。また高齢者のこころの健康づくりや生きがいをづくりに努めます。	町民福祉課
一人親家庭等への各種支援	児童扶養手当、一人親家庭等医療費助成事業のほか、各種支援についての情報提供を行い、相談・支援体制の充実を図ります。	町民福祉課 健康ほけん課

第4章 計画の推進体制

計画の推進

1. 庁内推進体制

幅広い分野にわたる男女共同参画の推進に向けて、関係各課が連携を図り、総合的かつ計画的に施策を推進します。

2. 住民との連携

男女共同参画社会の実現に向けて、策定委員と計画の進捗状況や課題について、協議・検討します。

3. 国・県等関係機関や民間団体との連携

男女共同参画の形成に向けた取組は、国際的な動き、国や県の動きと連動しながら進める必要があります。国や県、他の自治体をはじめ男女共同参画を推進する組織・団体等との連携を図りながら、計画をより効果的に推進します。

4. 推進のための指標

基本目標	指標項目	2016年値	2020年 現状値	2030年 目標値	担当課
1 - (1)	「男は仕事、女は家庭」という考え方に同感する人の割合	30.5%	22.9% (県全体 23.3%)	12.9%	企画課
1 - (1)	男女の地位が平等になっていると思う人の割合「①家庭のなか」	39.8%	42.9%	52.9%	企画課
1 - (1)	男女の地位が平等になっていると思う人の割合「②地域のなか」	28.9%	34.7%	44.7%	企画課
2 - (1)	町の審議会等への女性登用率	20.1%	26.2%	30.0%	総務課
2 - (1)	町職員の女性管理職比率（一般行政職）	16.0%	23.8% (県内市町平均値 18.7%)	28.5%	総務課
3 - (1)	女性は働きやすい状況にあると思う人の割合	21.8%	26.1% (県全体 21.7%)	36.1%	産業課
4 - (2)	DVを発見した際の通報先を知っている人の割合	58.2%	65.2%	75.2%	町民福祉課

大台町男女共同参画基本計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）に基づき、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策について基本的な計画を策定するため、大台町男女共同参画基本計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 大台町男女共同参画基本計画の策定に関すること。
- (2) その他委員会が必要と認めること。

(組織)

第3条 委員会は、委員12名以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 各種団体関係者
- (2) 公募に応募した者
- (3) その他町長が認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は1年とする。ただし、第2条に規定する所掌事務が終了したときは、解任されるものとする。

2 委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(運営)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は委員の互選によりこれを定める。
- 3 副委員長は委員長が指名する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故ある時はその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員会は、必要があるときは、関係者の出席を求めて、意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、大台町役場企画課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

第3次大台町男女共同参画基本計画策定委員

(敬称略・順不同)

氏名	所属	備考
細渕 榮子	男女共同参画推進サポーター	
戸川 洋行	男女共同参画推進サポーター	
谷口 俊彦	行政相談委員	委員長
井澤 友紀	メイピア21 代表	副委員長
上瀬 裕美	大台町消防団 女性分団分団長	
西村 陽子	農村女性アドバイザー	
西村 美鳥	人権擁護委員	
辻川 和子	大台町民生委員児童委員協議会 会長	

男女共同参画社会基本法

目次

前文

第一章 総則（第一条—第十二条）

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第十三条—第二十条）

第三章 男女共同参画会議（第二十一条—第二十八条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（男女の人権の尊重）

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

（都道府県男女共同参画計画等）

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（施策の策定等に当たっての配慮）

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

（国民の理解を深めるための措置）

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

（苦情の処理等）

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

（調査研究）

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
 - 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。
 - 3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。
 - 4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法（平成九年法律第七号）は、廃止する。

(経過措置)

第三条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法（以下「旧審議会設置法」という。）第一条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第二十一条第一項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第二十三条第一項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第四条第二項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第二十四条第一項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第三項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

附 則〔平成十一年七月十六日法律第百二号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日〔平成一三年一月六日〕から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 〔略〕

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一～十 〔略〕

十一 男女共同参画審議会

十二～五十八 〔略〕

（別に定める経過措置）

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則〔平成十一年十二月二十二日法律第百六十号抄〕

（施行期日）

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。

〔以下略〕

三重県男女共同参画推進条例

平成十二年十月十三日

三重県条例第七十三号

目次

前文

第一章 総則（第一条—第七条）

第二章 男女共同参画の推進に関する基本的施策（第八条—第十二条）

第三章 三重県男女共同参画審議会（第十三条—第十八条）

附則

二十一世紀を迎え、私たちが目指す社会は、すべての人々の人権が保障され、一人ひとりが、性別にかかわらず、自立した個人として、その能力と個性を十分に発揮することができる社会であり、それぞれに多様な生き方が認められる社会である。そして、その社会は、男女が対等な立場で、社会のあらゆる分野に共に参画し、責任を分かち合う男女共同参画社会である。

また、少子高齢化、国際化及び高度情報化の進展をはじめとする急激な社会経済情勢の変化に対応するために社会構造の変革が求められているが、新しい社会構造の前提となり、基礎となるものが、男女共同参画社会である。

三重県では、「人権が尊重される三重をつくる条例」を制定し、不当な差別をなくし、人権が尊重される社会の実現を図ることを明らかにするとともに、男女共同参画を推進するための計画を策定し、様々な取組を行ってきたところであるが、現状においては、男女の性別による差別及び固定的な役割分担意識並びにこれらに基づく制度及び慣行が根強く存在し、男女平等の実現や男女共同参画の推進を妨げる要因となっている。

このような認識から、三重県は、「男女共同参画社会基本法」の理念を踏まえ、男女共同参画社会を実現することが重要かつ緊急の課題であると位置づけ、その社会の実現のために、県民、事業者及び市町と協働して、総合的かつ計画的に取り組むことを決意して、この条例を制定する。

一部改正〔平成一七年条例六七号〕

第一章 総則

（目的）

第一条 この条例は、男女共同参画の推進について、基本目標を定め、県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めることにより、社会のあらゆる分野において、県、県民、事業者及び市町が協働して取り組み、もって男女共同参画社会を実現することを目的とする。

一部改正〔平成一七年条例六七号〕

（定義）

第二条 この条例において「男女共同参画」とは、男女が性別にかかわらずその個性と能力を十分に発揮する機会が確保されることにより、男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画し、共に責任を担うことをいう。

2 この条例において「積極的改善措置」とは、社会のあらゆる分野における活動に参画する機会に係る男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(基本目標)

第三条 男女共同参画社会を実現するため、次の基本目標を設定する。

- 一 男女が性別による差別的取扱いを受けることなく、個人として能力を発揮する機会を確保すること。
- 二 男女の固定的な役割分担意識に基づく制度及び慣行を改善すること。
- 三 男女が社会の対等な構成員として、社会のあらゆる分野における方針の立案及び決定に参画する機会を確保すること。
- 四 男女が家庭生活における活動と職業生活における活動その他の活動とを両立して行うことができる環境を整備すること。

(県の責務)

第四条 県は、男女共同参画社会を実現するため、男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、前項の施策について、県民、事業者及び市町と協働して実施するよう努めなければならない。

一部改正〔平成一七年条例六七号〕

(県民の責務)

第五条 県民は、男女の性別による差別的取扱いを排除するとともに、固定的な役割分担意識に基づく制度及び慣行を改善するよう努めなければならない。

2 県民は、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

3 県民は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第六条 事業者は、男女が、職場における活動に対等に参画する機会の確保に努めるとともに、職業生活における活動と家庭生活における活動その他の活動とを両立して行うことができる職場環境を整備するよう努めなければならない。

2 事業者は、事業活動において、男女共同参画社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

3 事業者は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(県と市町との協働)

第七条 県は、市町に対し、県と協働して、その区域の特性に応じた男女共同参画の推進に関する施策を策定し、及び実施すること並びに県が実施する施策に協力することを求めるものとする。

2 県は、市町が実施する男女共同参画の推進に関する施策の策定及び実施について、必要な協力を行うものとする。

一部改正〔平成一七年条例六七号〕

第二章 男女共同参画の推進に関する基本的施策

(基本計画の策定)

第八条 知事は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定する。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定める。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画の推進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 前項第一号の施策の大綱には、次に掲げる事項について定める。

一 社会のあらゆる分野における活動に参画する機会に係る男女間の格差を改善するために必要な事項

二 男女共同参画を推進するための教育、啓発及び広報に関する事項

三 男女共同参画に関する相談及び苦情に対応するために必要な事項

四 性別に基づく暴力及び性的いやがらせ等の防止並びに被害者の救済及び支援のために必要な事項

五 家庭生活における活動と職業生活における活動その他の活動とを両立して行うことができるようにするために必要な事項

六 前各号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関して必要な事項

4 知事は、基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ第十三条第一項の三重県男女共同参画審議会に意見を求めるとともに、広く県民等から意見を聴き、議会の議決を経なければならない。

5 知事は、基本計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

6 前二項の規定は、基本計画の変更について準用する。

一部改正〔平成一三年条例四七号〕

（積極的改善措置への協力）

第九条 県は、市町が積極的改善措置を講ずるために必要な情報提供、相談、助言その他の協力を行うものとする。

2 県は、県民及び事業者が、その属する地域、職場その他の分野における活動に参画する機会に係る男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供する措置を講ずるために必要な情報提供、相談、助言その他の協力を行うものとする。

一部改正〔平成一七年条例六七号〕

（財政上の措置）

第十条 県は、基本計画に基づく施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

（調査及び研究）

第十一条 県は、男女共同参画の推進に関する施策を策定し、及び実施するため、必要な調査及び研究を行うものとする。

（年次報告）

第十二条 知事は、毎年一回、基本計画に基づく施策の実施状況について報告書を作成し、議会に報告するとともに、これを公表しなければならない。

第三章 三重県男女共同参画審議会

(三重県男女共同参画審議会)

第十三条 知事は、三重県男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

2 審議会は、次に掲げる事務を行う。

- 一 基本計画に関して、第八条第四項に規定する事項を処理すること。
 - 二 知事の諮問に応じ、男女共同参画に関する基本的かつ重要な事項を調査審議すること。
 - 三 県が実施する男女共同参画の推進に関する施策の実施状況に関する評価を行うこと。
- 3 審議会は、前項に規定する事務を行うほか、男女共同参画の推進に関する重要な事項について、知事に意見を述べることができる。

(組織)

第十四条 審議会は、知事が任命する委員二十人以内で組織する。

2 前項の場合において、男女のいずれか一方の委員の数は、委員総数の十分の四未満とならないものとする。ただし、知事がやむを得ない事情があると認めた場合は、この限りでない。

(委員の任期)

第十五条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第十六条 審議会に、会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(部会)

第十七条 審議会に、その事務を行うため、部会を置くことができる。

2 専門の事項を調査するために必要があるときは、部会に専門委員を置くことができる。

(委任)

第十八条 この章に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、平成十三年一月一日から施行する。

附 則（平成十三年三月二十七日三重県条例第四十七号抄）

(施行期日)

1 この条例は、平成十三年四月一日から施行し、同日以降に策定される計画について適用する。

附 則（平成十七年十月二十一日三重県条例第六十七号）

この条例は、平成十八年一月十日から施行する。

男女共同参画に関する年表

年	世界の動き	日本の動き	三重県の動き	大台町の動き
1975年 (S50)	・国際婦人年 ・第1回世界女性会議「世界行動計画」採択	・婦人問題企画推進本部設置		
1977年 (S52)		・「国内行動計画」策定	・婦人関係行政推進連絡会議設置	
1979年 (S54)	・国連第34回総会「女子差別撤廃条約」採択		・「県内行動計画」策定	
1980年 (S55)	・「国連婦人の十年」中間年世界会議			
1981年 (S56)		・「国内行動計画後期重点目標」策定		
1985年 (S60)	・「国連婦人の十年」ナイロビ世界会議「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択	・「国籍法」改正 ・「男女雇用機会均等法」公布 ・「女子差別撤廃条約」批准		
1987年 (S62)		・「西暦2000年に向けての新国内行動計画」策定	・「みえの第2次行動計画アイリスプラン」策定	
1991年 (H3)		・「育児休業法」公布		
1994年 (H6)		・男女共同参画室設置 ・男女共同参画審議会設置（政令） ・男女共同参画推進本部設置	・三重県女性センター開館	
1995年 (H7)	・第4回世界女性会議「北京宣言及び行動綱領」採択		・「みえの男女共同参画推進プランアイリス21」策定	
1996年 (H8)		・「男女共同参画2000年プラン」策定		
1997年 (H9)		・男女共同参画審議会設置（法律） ・「男女雇用機会均等法」改正 ・「介護保険法」公布		
1998年 (H10)			・アイリス21推進連絡会議設置	
1999年 (H11)		・「男女共同参画社会基本法」公布、施行 ・「食料・農業・農村基本法」公布、施行		
2000年 (H12)	・国連特別総会「女性2000年会議」	・「男女共同参画基本計画」策定	・「三重県男女共同参画推進条例」公布 ・「日本女性会議2000津」開催	
2001年 (H13)		・男女共同参画会議設置 ・男女共同参画局設置 ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」公布、施行 ・第1回男女共同参画週間 ・「仕事と子育ての両立支援策の方針について」閣議決定	・三重県男女共同参画審議会設置 ・三重県女性センターを三重県男女共同参画センターに改称	
2002年 (H14)			・「三重県男女共同参画基本計画」策定	
2003年 (H15)		・男女共同参画推進本部決定「女性のチャレンジ支援策の推進について」		
2004年 (H16)		・「配偶者暴力防止法」改正 ・「配偶者暴力防止法に基づく基本方針」策定		
2005年 (H17)	・第49回国連婦人の地位委員会「北京+10」	・「第2次男女共同参画基本計画」策定 ・「女性の再チャレンジ支援プラン」策定		
2006年 (H18)		・「男女雇用機会均等法」改正 ・「女性の再チャレンジ支援プラン」改定	・「三重県DV防止及び被害者保護・支援計画」策定	
2007年 (H19)		・「配偶者暴力防止法」改正 ・「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定	・「三重県男女共同参画基本計画（改訂版）」策定	
2008年 (H20)		・「女性の参画加速プログラム」決定		
2010年 (H22)	・第54回国連婦人の地位委員会「北京+15」	・「第3次男女共同参画基本計画」策定		・町民意識調査（1,500人）
2011年 (H23)			・「第2次三重県男女共同参画基本計画」策定	・「大台町男女共同参画基本計画」策定
2015年 (H27)	・第59回国連婦人の地位委員会「北京+20」	・「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」公布、施行 ・「第4次男女共同参画基本計画」策定		
2016年 (H28)		・「女性活躍加速のための重点方針2016」決定		・町民意識調査（1,500人）
2017年 (H29)				・「第2次大台町男女共同参画基本計画」策定
2018年 (H30)		・「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」公布・施行		
2020年 (R2)				・町民意識調査（1,500人）

男女共同参画に関する用語解説

【M字カーブ】

日本の女性の労働人口比率を年齢階級別にグラフ化したとき、30歳代を谷とし、20歳代後半と40歳代後半が山になるアルファベットのMのような形になる。Mを描く原因は、出産・子育て期に離職する女性が多いことにある。なお、国際的にみると、台形型に近くなっている国が多い。

【エンパワーメント】

女性が自らの意識と能力を高め、社会のあらゆる分野で、政治的、経済的、社会的及び文化的に力を持った存在となり、力を発揮し、行動していくこと。

【家族経営協定】

農業経営を担っている家族のみんなが話し合いをもって農業経営の方針、労働報酬、休日・労働時間、経営移譲等について文書で取り決めをすること。

【キャリア教育】

一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育。

【固定的役割分担意識】

男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、「男は仕事、女は家庭」、「男は主要な業務、女は補助的業務」等のように、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分ける考えのこと。

【女性 2000 年会議】

2000年（平成12年）6月部国連特別総会としてニューヨークで開催された会議。約180か国の政府代表及び参加資格を有する約1000団体のNGOが参加した。この会議では、第4回世界女性会議で採択された北京行動綱領の実施状況の検討・評価が行われるとともに、更なる行動とイニシアティブ（先導）の検討が行われ、その結果が「政治宣言」及び「北京宣言及び行動綱領の実施のための更なる行動とイニシアティブ」（いわゆる成果文書）として取りまとめられた。

【セクシュアル・ハラスメント（セクハラ）】

身体接触や性的な言葉によって、相手に不快な思いをさせたり、昇進等の見返りとして性的な要求をすること。

【男女共同参画社会】

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことができる社会。

【男女雇用機会均等法】

正式には、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」。雇用における男女の均等な機会と待遇の確保を図り、女性労働者の就業に関して妊娠中及び出産後の健康の確保を図るなどの措置を推進することを目的とする。

【DV：ドメスティックバイオレンス】

配偶者や恋人など、婚姻の有無を問わず親密な関係にある（あった）相手における、身体的・精神的暴力。（殴る・蹴るなどの身体的暴力のみならず、威嚇する・相手の存在や要望を理由なく無視する・相手が自分の家族や友人と付き合うことを制限するなどの精神的暴力や、性行為を強要するなどの性暴力も含まれる。）

【DV 防止法】

正式には「配偶者からの暴力防止・被害者保護法」といい、2001年（平成13年）4月2日に成立、同10月13日施行。配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するために都道府県が設置する婦人相談所など適切な施設で被害者の相談を受けたり、一時保護をするために都道府県が設置する婦人相談所など適切な施設で被害者の相談を受けたり一時保護を行うなど、「配偶者暴力支援センター」としての機能を果たすことや、裁判所が発するいわゆる接近禁止命令について規定している。

【農村女性アドバイザー】

農業経営及び農村生活の向上に意欲的に取り組んでいる女性を知事が認定。農業者に対する指導助言、活力ある農村社会づくりの前の地域活動の実践、農村の活性化についての行政等への提言などの役割を担って、地域のリーダーとして活動している。

【パタニティ・ハラスメント（パタハラ）】

働く男性が育児休暇や育児目的の短時間勤務制度等を活用し育児参画することに対する精神的または肉体的な嫌がらせ。

【パワー・ハラスメント（パワハラ）】

職場における組織の規範や慣習、または職権というパワーを使って行う強制や嫌がらせ。

【ファミリー・サポート・センター】

地域において、子どもを預けたい人（利用会員）と、子どもを預かる人（協会会員）がグループを作り、利用会員の必要に応じて、協力会員が保育サービスを提供する組織。

【北京会議】

1995年（平成7年）に北京で開催された第4回世界女性会議。ナイロビ会議で採択された「ナイロビ将来戦略」の評価と見直し、21世紀に向けて各国政府NGOなどの取組むべき行動指針となる「北京行動綱領」が採択された。この行動綱領では、12の重大領域が定められ、「女性差別撤廃条約」にはない「女性に対する暴力」「女兒」「環境」などが含まれ、女性の人権問題が前面に議論されると同時に女性の基本的人権の保障は、人口・開発・平和などの地球規模の問題解決にもつながるという認識がなされた。

【ポジティブアクション（積極的改善措置）】

これまで雇用や政治、教育など様々な分野で不利な状況におかれてきた人々に対して、実質的な平等を保障するために社会的、制度的優遇措置をとること。方法としては、数や比率を定め、強制的に割り当てるクォーター制や、優先的に情報提供を行うなどがある。

【マタニティ・ハラスメント（マタハラ）】

働く女性が妊娠・出産をきっかけに職場で精神的・肉体的な嫌がらせを受けたり、妊娠・出産などを理由とした解雇や雇い止め、自主退職の強要で不利益を被ったりするなどの不当な扱いを受けること。

【ライフステージ】

人の一生のうちの様々な段階。例えば、独身・就業期、妊娠・出産期、子育て期、高齢期など。

【労働力人口】

満 15 歳以上の人口のうち、就業者・休業者・完全失業者の合計を指す。学生・家事従事者・病弱者など、職を持たず、職を求めない者の合計は非労働力人口と呼ばれる。

【ワーク・ライフ・バランス】

「仕事と生活の調和」の意味で、働きながら私生活も充実できるように、職場や社会環境を整えることをいう。

第3次大台町男女共同参画基本計画

2021（令和3）年3月

大台町